

今帰仁村幼保連携一体化総合整備計画

— 村立認定こども園整備計画及び村立保育所民営化計画 —

第3回子ども・子育て会議資料

平成28年1月18日

今帰仁村幼保連携推進室

目 次

1. 保育所、幼稚園を取り巻く今帰仁村の現状等の整理	
(1) 認定こども園整備・保育所民営化に関する検討経緯の整理.....	
(2) 今帰仁村の保育所、幼稚園の現状整理.....	
1) 就学前児童の保育状況.....	
2) 保育等施設の立地状況.....	
3) 村立保育所・村立幼稚園の現状.....	
(3) 上位・関連計画の整理.....	
1) 県の計画.....	
2) 今帰仁村の計画.....	
(4) 認定こども園整備等に向けた前提条件の整理.....	
1) 認定こども園施設整備基準等の整理.....	
2) 認定こども園の施設の機能、規模（定員等）等の想定.....	29
3) 認定こども園及び民設民営保育所整備候補地の選定.....	34
(5) 認定こども園整備に係る職員ワークショップ結果の整理（中間報告）.....	42
(6) 課題の整理.....	69
1) 認定こども園に係る課題.....	69
2) 民設民営保育所の整備に係る課題.....	69
2. 認定こども園整備計画	71
(1) 計画理念と基本目標.....	71
(2) 施設計画.....	73
(3) 施設運営計画.....	77
(4) 概算事業費.....	
(5) 整備スケジュール.....	
3. 保育所民営化計画	81
(1) 保育所民営化の背景と目的.....	81
1) 保育所民営化の背景.....	81
2) 保育所民営化の目的.....	84
(2) 今帰仁村立保育所民営化の方針.....	85
(3) 対象施設の現状と民営化後の施設概要.....	88
(4) 民営化の進め方とスケジュール.....	91
(5) 村立保育所民営化指針及び村立保育所民営化ガイドライン.....	93

前回までに提示した内容

次回

2) 認定こども園の施設の機能、規模（定員等）等の想定

① 「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」における認定こども園の定員

「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」では、認定こども園について平成30年度の新設を検討することとしており、既存の3公立幼稚園（兼次幼稚園、今帰仁幼稚園、天底幼稚園）の統合及び仲尾次保育所・中央保育所の閉園後の保育ニーズの一部受け入れを想定し、0～5歳児を対象に172名を受け入れることを計画している。

その内訳としては、既存の3公立幼稚園統合により全教育ニーズの受け皿を担うことから、教育ニーズ分（1号認定及び2号認定の教育ニーズ分）が106名となっており、保育ニーズ分（2号認定の保育ニーズ分及び3号認定）については66名を想定している。

② 認定こども園の定員の検証

「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」では、就学前児童数の将来推計をもとに、アンケートから導かれた教育・保育ニーズを掛け合わせることで“教育・保育事業の量の見込み”を算出し、目標年度までにニーズに応じた受け皿確保を図っていくことを基本としている。

量の見込みについては、国から示されたマニュアルに準じて算出することが求められており、村民アンケートをもとに保護者の就労形態や施設利用の状況、施設利用希望より教育・保育ニーズの抽出を行っている。しかしながら、保育料などは考慮せずに保護者のニーズを全て吸い上げる形の抽出方法となっており、過大なニーズとなっている可能性も危惧されていた所となっている。

平成27年4月より、子ども・子育て支援新制度に移行しているが、そうした中で“量の見込み”と“認定区分ごとの実際の認定者”との乖離の状況を見ると、以下の様になっている。

■平成27年度の量の見込みと実際の認定者数

認定区分	1号	2号		3号		計
		教育ニーズ	保育ニーズ	2・1歳	0歳	
量の見込み (A)	116	363				479
	35	81	177	145	41	
実際の認定 者数(B)	99	332				431
		151	125	36		
乖離の状況 (B-A)	▲17	▲31				▲48
		▲26	0	▲5		

※実際の認定者数については、平成27年8月1日現在。

結果、全体としては、量の見込みに対して実際の認定者数は48名下回っており、内訳をみると、教育ニーズ（1号認定及び2号認定の教育ニーズ分）で17名、保育ニーズ分（2号認定の保育ニーズ分及び3号認定）で31名、量の見込みに対して実際の認定者数が少ない状況となっている。

また、量の見込みに基づいて設定された確保方策と実際の入所・入園状況を比較すると以下の様になっている。

■平成 27 年度の確保方策と実際の利用者数

	確保方策		実際の利用者数		利用者の乖離 の状況
公立保育所	4 箇所	280 名	4 箇所	320 名	40 名
公立幼稚園	3 箇所	110 名	3 箇所	99 名	▲11 名
認可外保育施設	1 箇所	35 名	1 箇所	21 名	▲14 名
計	8 箇所	425 名	1 箇所	440 名	▲15 名

公立保育所の利用者数については、定員の弾力化（平成 29 年度までは定員の弾力化が認められている）の影響もあり、確保方策で設定した値を 40 名上回っている。また、公立幼稚園、認可外保育施設ではそれぞれ 11 名、14 名下回っている。

「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」においては、教育・保育施設の整備は段階的に進められていくこととなっており、平成 27 年度時点で“量の見込み”に対する“確保方策”が 54 名分不足することが想定されていたが、実際は弾力化制度の運用により 16 名分の受け皿不足にとどまっている。

認定こども園も含めた新たな施設整備の検討に際しては、こうした状況も勘案しつつ適切な施設規模を検討していく必要がある。（特に、教育ニーズ分の乖離の状況は認定こども園の定員に直結してくることから、場合によっては下方修正も含めて定員数を検討していく必要がある。なお、認定申請に際し、今帰仁村で複数年保育を実施しているのであれば 3・4 歳から幼稚園に就園させたいという保護者も少なからずみられる。また、年度末に向けて 0 歳児の保育ニーズが増えてくることになるが、定員数の再検討を行う場合には、それらを加味するかどうかも含めて検討が必要と思われる。）

ただし、定員数については、認定こども園だけでなく、認可保育所や特定地域型保育事業等、村内の教育・保育提供施設全体で調整を図っていくことが求められる。また、今後、弾力化制度の運用ができなくなることから、待機児童問題への対応を図る上でも十分な受け皿の確保を図っていく必要があると言える。

③ 施設規模等の想定

認定こども園の利用ニーズについては、前述したように「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」で見込んだ値を若干下回る可能性もある。一方で、定員数を低く見積もることにより受け皿が不足する事態は避ける必要がある。そのため、認定こども園については、「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」の設定を踏まえ、最大 172 名の受け皿確保を図っていくことを念頭に置き、整備していくものとする。なお、その場合、今帰仁保育所（定員 90 名）の 2 倍程度の規模となることが想定される。

今帰仁保育所は敷地面積 2,410 m²、建築面積 903.4 m²、延べ床面積 807.1 m²となっているが、2 倍規模の敷地を確保することは困難な状況も想定される。したがって、園庭を確保するため 2 階建てを前提に検討していくとともに、敷地面積については今帰仁保育所の敷地規模以上を目指していくものとする。

以下、施設規模等について、関係法令等に基づいた整理を行うものとする。

ア. 前提となる年齢別定員数の設定

<利用定員>

定員については、「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」における確保方策検討の際の想定を参考に、0～5 歳児の定員数を以下の様に設定する。

※「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」における確保方策検討にあたっては、各施設の年齢別定員は詳細に検討されていないが、村全体の受け皿における年齢別定員設定を検証した上で、以下のように認定こども園の定員数を設定していくものとする。

■ 幼保連携型認定こども園における年齢別定員の想定

年齢別	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
定員数	12 名	24 名	25 名	38 名	36 名	37 名	172 名

保育ニーズ：66 名

教育ニーズ：106 名

参考：就学前の教育・保育施設全体の年齢別定員の想定

		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
認定こども園(幼保連携型)		12	24	25	38	36	37	172
保育所	今帰仁保育所	6	15	15	18	18	18	90
	(仮称)あめそこ保育園	9	12	12	20	22	25	100
	(仮称)かねし保育園	6	12	12	20	20	20	90
特定地域型 保育事業	小規模保育所	3	3	3				9
	事業所内保育所	3	3	3				9
合計		39	69	70	96	96	100	470

<学級編成>

学級編成については、幼保連携型認定こども園の運営基準に準じて学級編成を整理する必要がある。

■学級編成の想定（仮）

学級編成		定員
年齢	学級数	
0歳児	1	12名
1歳児	1	24名
2歳児	1	25名
3歳児	2	38名
		19名
4歳児	2	36名
		18名
5歳児	2	37名
		18名
計	9	172名

※運営基準：

- ・満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編成する。
- ・1学級の園児数は、35名以下を原則とする。
- ・学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とする。

イ. 施設の面積基準等

法令等に基づき、利用定員等による面積基準を以下の通り整理する。

なお、ここでの設定はあくまで前述した利用定員等に基づく最低基準を示すものである。

【園舎の面積】

面積基準（下記①と②の合計面積）	1,408.08 m ² 以上
------------------	----------------------------

①学級数に応じた面積

学級数	9学級
面積基準※	$320 + 100 \times (9 - 2) = 1,020 \text{ m}^2$ 以上

※2学級以上の場合の面積基準： $320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

②園児数に応じた面積

乳児室 (0歳児室)	人数	12名
	面積基準	$12 \times 3.3 = 39.6 \text{ m}^2$ 以上
ほふく室 (1歳児室)	人数	24名
	面積基準	$24 \times 3.3 = 79.2 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (2～5歳児室)	人数	136名
	面積基準	$136 \times 1.98 = 269.28 \text{ m}^2$ 以上
計	人数	172名
	面積基準	388.08 m ² 以上

※面積を算出する上で、便宜上、乳児室を0歳児室、ほふく室を1歳児室とした。

【遊戯室の面積】

利用人数	111名（3歳以上児想定）
面積基準	$111 \times 1.98 = 219.78 \text{ m}^2$ 以上

【園庭（屋外遊技場）の面積】

面積基準（下記①と②の合計面積）	962.5 m^2 以上
------------------	-----------------------

①学級数等に応じた面積

学級数 ※3学級以上の場合	学級数	9学級
	面積基準	$400 + 80 \times (9 - 3) = 880 \text{ m}^2$ 以上
園児数 ※満3歳児以上	人数	111名
	面積基準	$111 \times 3.3 = 366.3 \text{ m}^2$ 以上
いずれか大きい方		880 m^2 以上

②園児数に応じた面積

園児数 ※満2歳児	人数	25名
	面積基準	$25 \times 3.3 = 82.5 \text{ m}^2$ 以上

3) 認定こども園及び民設民営保育所整備候補地の選定

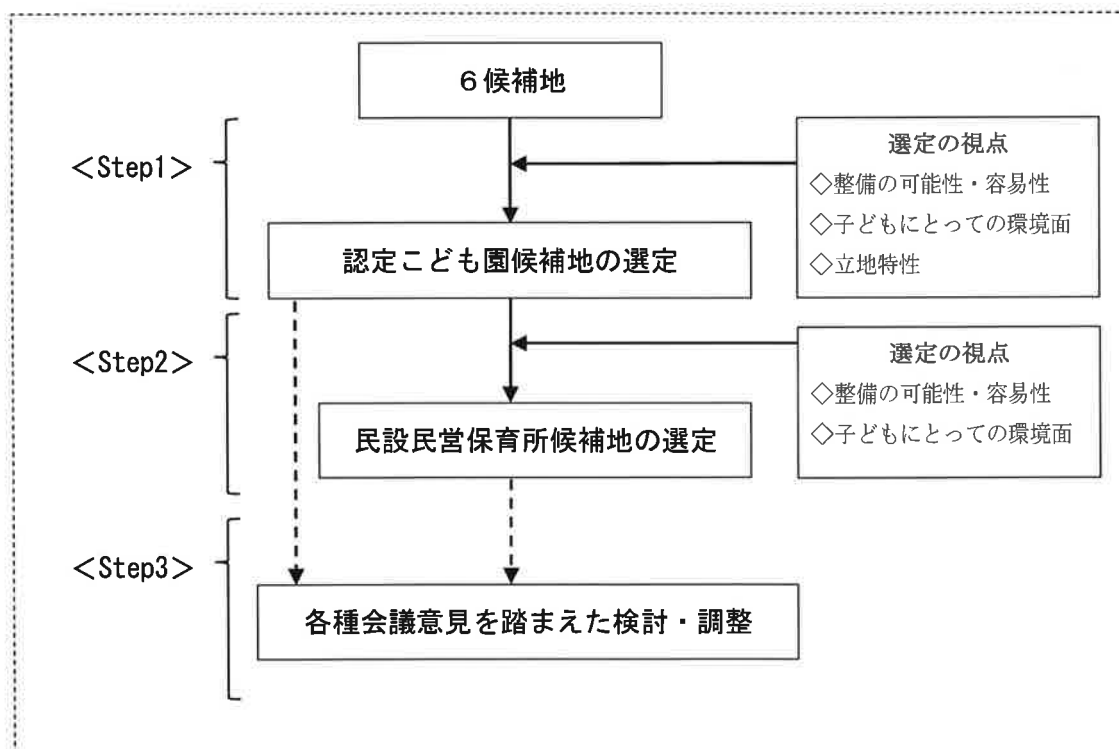
①候補地選定の考え方

まとまった用地の確保のしやすさ等より、以下の6地域が候補地としてあがっている。

■ 候補地一覧

候補地		備考
候補地① 今帰仁小周辺	①-1 今帰仁幼稚園跡地及び隣接地	
	①-2 今帰仁小北側隣接地	
候補地② 兼次小周辺	②-1 兼次幼稚園敷地及び隣接地	
	②-2 旧兼次中学校跡地	旧兼次中グラウンドの一部
候補地③ 天底小周辺	③-1 天底幼稚園敷地及び隣接地	
	③-2 校長住宅跡地及び周辺地	現天底小敷地の一部

なお、認定こども園、民設民営保育所整備の候補地選定にあたっては、以下の流れで考えていくものとする。



<Step 1 : 認定こども園整備の候補地選定>

上記6候補地の中から保・幼・小連携を考慮し小学校に近い土地、早期の整備（土地の確保・着工）が可能な土地等の条件を勘案し、候補地を選定していくものとする。

■ 候補地選定の視点

◇ 整備の可能性・容易性

- 敷地規模 : 想定される施設規模を確保できる敷地規模（今帰仁保育所敷地面積以上か否か）
- 土地確保の容易性 : 土地の所有状況（公有地か民有地か）
- 土地利用現況・規制等 : 土地の利用状況および法規制、地形等による整備の容易性、課題の有無
- その他整備面での考慮事項 : 現施設の仮移転等の必要性の有無、その他整備を図る上で考慮すべき事項の有無

◇ 子どもにとっての環境面

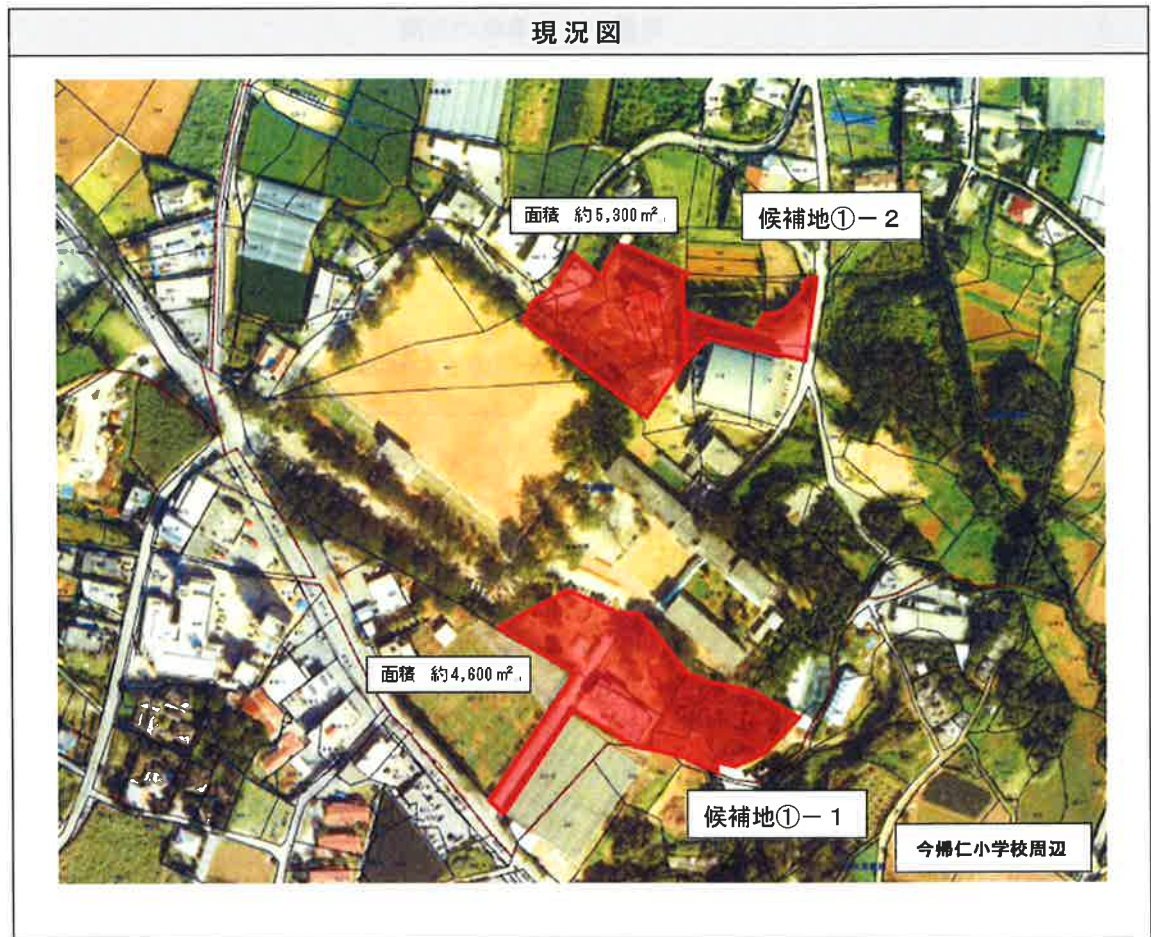
- 安全性（交通量等） : 周辺道路の交通量、歩道設置の必要性の有無
- 周辺環境（施設、騒音等） : 道路交通騒音の状況、周辺施設との関係
- 小学校との連携等 : 小学校校舎との距離等による相互の配慮事項の有無

◇ 立地特性

- 地域バランス : 整備位置による子どもや保護者の移動等の利便性

候補地①	今帰仁小周辺		
-------------	---------------	--	--

候補地①-1	今帰仁幼稚園跡地及び隣接地	面積	約 4,600 m ²
土地利用現況	・学校用地 ・農地 ・原野	土地利用規制	—
土地所有状況	民有地：約 1,000 m ² (約 22%) 公有地：約 3,600 m ² (約 78%)		
候補地①-2	今帰仁小北側隣接地	面積	約 5,300 m ²
土地利用現況	・学校用地 ・宅地	土地利用規制	—
土地所有状況	民有地：約 3,500 (約 66%) 公有地：約 1,800 m ² (約 34%)		



候補地② 兼次小周辺

候補地②-1	兼次幼稚園敷地及び隣接地	面積	約 2,600 m ²
土地利用現況	・学校用地 ・原野 ・宅地	土地利用規制	—
土地所有状況	私有地：660 m ² (約 25%) 公有地：約 2,000 m ² (約 75%)		
候補地②-2	旧兼次中学校跡地	面積	約 2,400 m ²
土地利用現況	・学校用地 (旧兼次中グラウンド)	土地利用規制	—
土地所有状況	私有地：0 m ² (0.0%) 公有地：約 2,400 m ² (100.0%)		



候補地③	天底小周辺		
-------------	--------------	--	--

候補地③-1	天底幼稚園敷地及び隣接地	面積	約 1,900 m ²
土地利用現況	・学校用地 ・農地	土地利用規制	—
土地所有状況	民有地：約 500 m ² (約 26%) 公有地：約 1,400 m ² (約 74%)		

候補地③-2	校長住宅跡地及び周辺地	面積	約 1,700 m ²
土地利用現況	・学校用地	土地利用規制	—
土地所有状況	民有地：0 m ² (0.0%) 公有地：1,700 m ² (100.0%)		

現況図



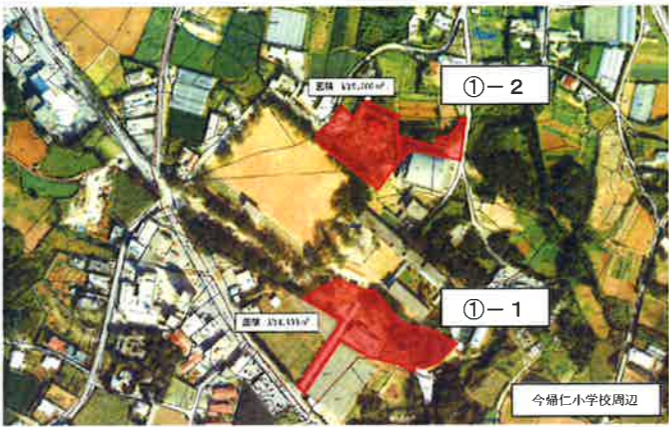
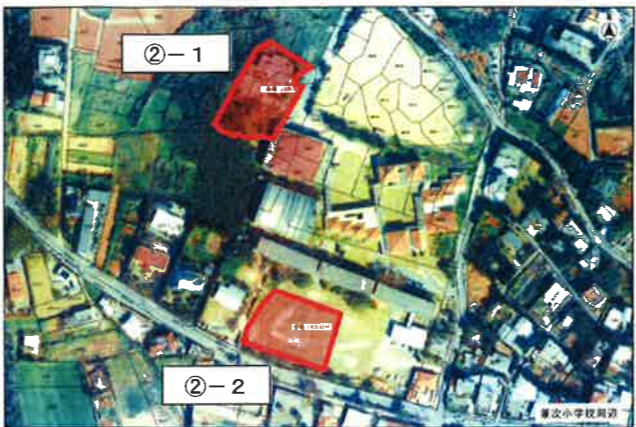
「この地図は参考図です。権利関係の確認には適用できません。」

縮尺 1/900

今橋仁村役場

イ. 選定の視点に基づく各候補地の評価

■ 各候補地の評価

候補地		候補地①		候補地②		候補地③	
		今帰仁小周辺		兼次小周辺		天底小周辺	
選定の視点							
		①-1 今帰仁幼稚園跡地及び隣接地	①-2 今帰仁小北側隣接地	②-1 兼次幼稚園敷地及び隣接地	②-2 旧兼次中学校跡地	③-1 天底幼稚園敷地及び隣接地	③-2 校長住宅跡地及び周辺地
整備の 可能性 ・容易性	敷地規模	約4,600㎡ ◎: ゆとりある面積の確保が可能。	約5,300㎡ ◎: ゆとりある面積の確保が可能。	約2,600㎡ ○: 現状の今帰仁保育所と同程度。	約2,400㎡ ○: 現状の今帰仁保育所と同程度。	約1,900㎡ △: 確保可能面積が小さく、これ以上の用地確保も困難。	約1,700㎡ △: 確保可能面積が小さいが、隣接地(農用地)購入の可能性有。
	土地確保の容易性	△: 2割強が民有地。(地権者3名)	△: 7割が民有地。(地権者1名)	△: 3割強が民有地。	○: 全て村有地。	△: 3割強が民有地。	○: 全て村有地。
	土地利用現況・規制等	△: 購入予定の民有地と高低差があり造成が必要。	○: 造成済地であり、敷地全体が平地である。	△: 学校敷地面と高低差がある。	○: 旧中学校グラウンドで、造成の必要がない。	△: 民有地部分は農地。	△: 現天底小の敷地で、一部駐車場として利用。高低差があり、造成の必要がある。
	その他整備面での考慮事項	△: 現幼稚園の仮移設が必要。 △: 隣接農地管理者の配慮が必要(ぶどう栽培農薬散布等)。 △: ポンプ移設が必要。 △: 大規模な擁壁工事が必要。	○: 現施設を活用しながら新築整備が可能。 △: 既存の建物の撤去が必要。	△: 幼稚園の仮移設施設が必要。	○: 現施設を活用しながら新築整備ができる。	△: 幼稚園の仮移設施設が必要。 △: 1,900㎡以上の用地確保は難しい。	○: 現施設を活用しながら新築整備ができる。
評価		△	○	△	○	△	△
子ども にとっての 環境面	安全性 (交通、災害等)	○: 敷地内で進入路の拡大、歩道の設置が可能。	△: 将来、通園等を考慮すると敷地周辺の道路整備が必要。	△: 通園路の拡大、歩道の確保が必要。	○: 旧兼次中学校敷地内であり、安全性は良好。	△: 比較的広幅員の道路に面し、送迎の際の交通量等の面で配慮が必要。	○: 接する道路は比較的交通量が少なく、安全性は良好。
	周辺環境 (施設、騒音等)	○: 普通 △: 畜舎及び肥料置場が隣接している。	○: 良好 ○: 一部小学校グラウンドが隣接している。	○: 良好。	△: 壁で仕切られているが、国道に面しているため、騒音等が懸念される。 ◎: 高齢者施設や村営住宅(整備予定)に隣接し、世代間交流等が期待できる。	○: 良好。	○: 良好。
	小学校との連携等	○: 小学校校舎と適度な距離があり、互いの活動内容・時間等の面での影響が少ない。	○: 小学校校舎と適度な距離があり、お互いの活動内容・時間等の面での影響が少ない。	○: 小学校校舎と適度な距離があり、互いの活動内容・時間等の面での影響が少ない。	○: 小学校校舎と適度な距離があり、互いの活動内容・時間等の面での影響が少ない。	○: 小学校校舎と適度な距離があり、互いの活動内容・時間等の面での影響が少ない。	○: 小学校校舎と適度な距離があり、互いの活動内容・時間等の面での影響が少ない。
評価		○	○	△	○	△	○
立地 特性	地域バランス	◎: 村域のほぼ中央に位置し、候補地の中で最も利便性に優れる。		△: 村域の西端に位置し、村東部地域から距離がある。		△: 村域の東部に位置し、村西部地域から距離がある。	
	評価	◎		△		△	
総合評価		○	◎	△	○	△	○

検討の結果、「候補地①—2（今帰仁小周辺：今帰仁小北側隣接地）」を認定こども園の最有力候補地（案）として選定していくものとする。

<Step 2：民設民営保育所整備の候補地選定>

民設民営保育所整備の候補地は、「整備の可能性・容易性」「子どもにとっての環境面」の視点で選定を行う。

前述の検討結果より、村域西側に立地する「候補地②—2（兼次小周辺：旧兼次中学校跡地）」と村域東側に立地する「候補地③—2（天底小周辺：校長住宅跡地及び周辺地）」を最有力候補地（案）として選定していくものとする。

<Step 3：各種会議意見を踏まえた検討・調整>

上述した認定こども園の最有力候補地（案）及び民設民営保育所整備の候補地（案）について、子ども・子育て会議幼保連携部会や策定委員会、現場職員による学習会より寄せられた意見を勧案し、検討・調整を行った。

調整結果は以下の通りであり、この案を基に、用地の確保や施設計画の検討、公募手続き等を図っていくものとする。

○認定こども園：

⇒「候補地①—2（今帰仁小周辺：今帰仁小北側隣接地）」をベースとしつつ、園庭の充実等を図るため可能な限り敷地を広く確保していくものとする。

○民設民営保育所：

⇒村域東側については、「候補地③—2（天底小周辺：校長住宅跡地及び周辺地）」として園庭の充実等を図るため可能な限り隣接地に敷地を広く確保し、公募を行っていくものとする。

⇒村域西側については、上述した「候補地②—2（兼次小周辺：旧兼次中学校跡地）」に加え、自然環境に恵まれた「候補地②—1（兼次幼稚園敷地及び隣接地）」についても候補地とし、公募を行った上で事業者側が選択を行うものとする。

※ただし、「候補地②—1（兼次幼稚園敷地及び隣接地）」については、現幼稚園の仮移転が必要となり、仮設園舎の整備が必要となるが、仮移転に係る費用の他、進入路の拡幅や歩道設置等の費用及び職員駐車場等の確保については事業者負担としていくものとする。

(5) 認定こども園整備に係る職員ワークショップ結果の整理（中間報告）

<開催概要>

認定こども園の整備にあたり、現場の保育士・幼稚園教諭の生の声を聴き、計画内容への反映を図るためにワークショップを行った。

■開催概要

	日時	場所	内容
第1回	平成27年9月29日（火） 19:00～21:00	今帰仁保育所	現保育所・幼稚園の良い面・悪い面について話し合うとともに、新たな施設に望む事柄を検討する（施設に関すること、教育・保育のプログラム）
第2回	平成28年1月7日（木） 19:00～21:00	〃	施設イメージのたたき台をもとにした意見交換（その1）
第3回 （予定）	平成28年1月下旬～2月中旬	〃	施設イメージのたたき台をもとにした意見交換（その2）

■第1回ワークショップの様子



第1回ワークショップ：趣旨及び進め方説明



会場の全体風景（2つのグループでグループワークを実施）



意見の書き出し・グルーピング



意見発表（第1グループ）



意見を皆で聞き、共有



意見発表（第2グループ）

<意見の内容>

第1回グループワークでは、主に以下のような意見が寄せられた。

○施設整備について

- ・年齢ごとの活動に配慮した室構成・園庭づくり（0・1・2歳児、3・4・5歳児の緩やかな区分け）
- ・異年齢児の交流を育み多様な活動を支えるホール空間の整備
- ・収納スペースの充実や可動式間仕切りなど、使い勝手に配慮した保育室の整備
- ・日当たりや風通しの良い施設づくり
- ・子どもの高さへの配慮（窓・扉・足洗い場等）
- ・トイレの充実（洋式トイレの設置、保育室への職員用トイレ設置、園庭に面した戸外トイレ等）
- ・調理スペースの充実
- ・職員室・会議スペースの充実
- ・安全への配慮、見通しの良い空間構成（施設内、園庭、駐車場の見通し等）
- ・思いっきり遊べる園庭づくり（木陰があり自然と触れ合うことのできる園庭整備、固定遊具や土山の整備）

○送迎・駐車場について

- ・職員や保護者用駐車場の整備、送迎動線への配慮
- ・登園時の混雑に対応できる広い玄関スペースの確保

○プログラムについて

- ・保育と教育の連携によるプログラムの充実
- ・小学校や地域との連携・交流を育む環境面の工夫・プログラムの充実
- ・畑の整備と栽培等を通じた食育の充実

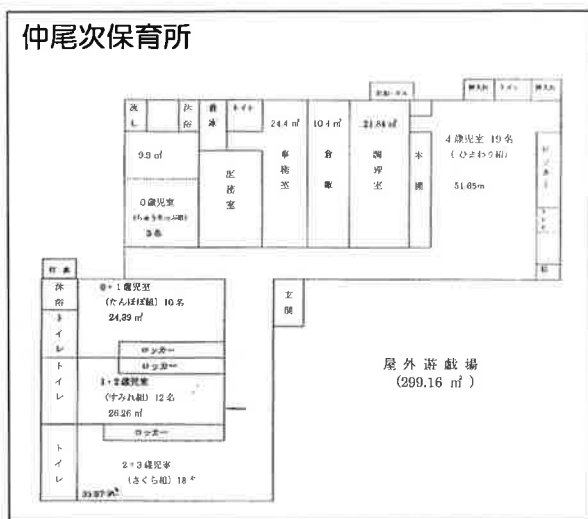
○職員配置について

- ・職員配置の充実（フリー保育士、看護師、用務員の配置）

次ページ以降に各グループの意見交換結果の詳細を整理する。

第1グループ

その1：現保育所・幼稚園の良い点・問題点について



<食育について>

【良い点】

栄養満点の献立

<園舎について>

【良い点】

事務室が中央にあるのでどのクラスの子どもの声・泣き声・笑いが聞こえる

【良い点】

園舎がL型で部屋から園庭が見える

<園庭について>

【良い点】

園庭にはクワァーディサーの木があり、木陰を作ってくれるので暑い夏でも木の下で遊べる

【良い点】

園の畑の栽培活動が子ども達の生活になっている

【良い点】

園裏の梅が実り梅サワーにして味わうことができた(食育に繋がる)

【良い点】

梅の木が2本あり、今年はたくさん実がつき梅酢を作った

【良い点】

園庭の緑がいっぱいで散歩コースがあり牛やヤギが見られる

【良い点】

緑(木)が育ちセミ捕り等が楽しめるようになってきた

<園舎について>

【悪い点】

子どもの目線での掲示ができない造りである

【悪い点】

窓がなかったり、壁が高かったりと子どもの目線で外が見えにくい(見えない)

【悪い点】

改造を繰り返しているので動線や見通しが悪い

【悪い点】

保育室が狭く暗い、風通しが悪いのでホコリもたまりやすい

【悪い点】

クーラーもなく昼寝の時間が快適に過ごせない

【悪い点】

事務所に主任の机がない

【悪い点】

子ども用トイレにドア仕切りがない

【悪い点】

事務室もなく各年代の部屋数が少ない

【悪い点】

職務会を廊下でやっている

【悪い点】

職員の休憩場所がない

【悪い点】

ホールがないので行事の時ロッカーを移動して行っている

【悪い点】

調理室が狭くトイレや更衣室がない

【悪い点】

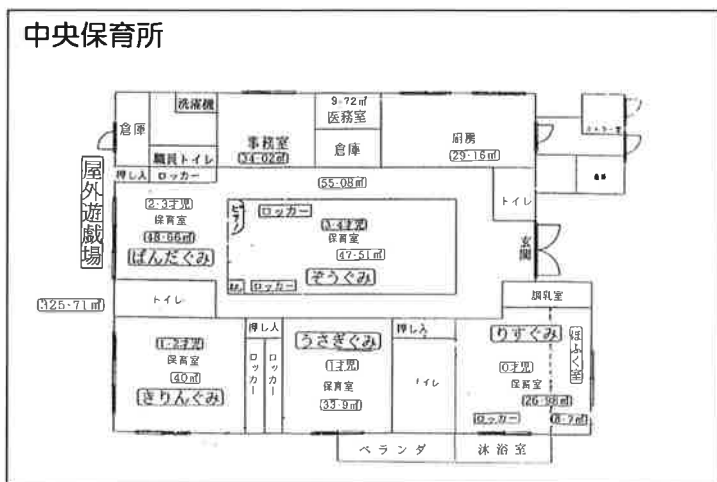
大人用と子供用のトイレの数が足りない

【悪い点】

トイレの数が足りない

第1グループ

その1：現保育所・幼稚園の良い点・問題点について

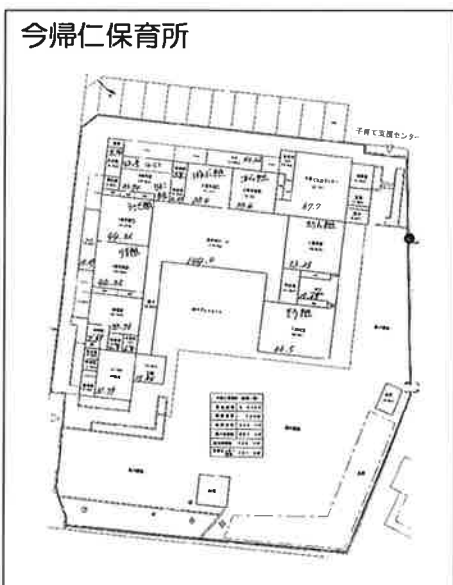


<園庭について>

- 【良い点】砂場が前(正門前)と園庭にあり良い
- 【良い点】園庭に大きな木があり木陰で遊べる

<園舎について>

- 【悪い点】各クラスに大人用のトイレがない
- 【悪い点】ホールが保育室になっているので壁がなく落ち着かない
- 【悪い点】遊ぶ場所が正門前と裏門の園庭にあり見通しが悪い
- 【悪い点】園庭が狭い
- 【悪い点】壁が高く、子どもの目の高さで外を見られない(1歳児クラス)



<園舎について>

- 【良い点】コの字型の造りなので園舎中央にあるホールへ出やすい
- 【良い点】ホールスペースがあり良い
- 【良い点】保育室が明るくて良い
- 【良い点】バリアフリーが良い
- 【良い点】空調設備(クーラー)が付いていて沖縄の暑い時期に子どもが快適に過ごせる
- 【良い点】多目的ホールがあつて使い方も工夫して楽しく保育ができる
- 【良い点】社協との隣接でお年寄りの交流が身近にできる
- 【良い点】大きなホールがあるので世代間交流や地域交流のプログラムができる
- 【良い点】収納が多く、おもちゃを選択して出す、片づける等の環境づくりもやりやすい

<園舎・園庭について>

- 【悪い点】子どもの目線に合わせた窓の高さ(子どもが保育室から外が見えない)
- 【悪い点】玄関の配置が来園者が見えづらく防犯的に危険
- 【悪い点】緑や木陰が少ない

第1グループ

その1：現保育所・幼稚園の良い点・問題点について



<園庭について>

【良い点】
園庭に畑がある

【良い点】
桜の木があり、その下で
花見祭りができる

【良い点】
保育所周辺がみどり豊
かで静かである

【良い点】
木があり夏でも木陰で遊べる

【良い点】
園庭に木陰がある

【良い点】
園庭で手作り遊具(ブラ
ンコ、小屋、縄のぼり)が
できる

【良い点】
運動面での発達に関し
て、手作り遊具がたくさんある

【良い点】
平屋である

<園舎について>

【良い点】
ベランダが広く造られており保育活動に活かされている

【良い点】
調理室が中央にあるので、園児や保護者、職員に自然な形で食育がすすめられている

<その他>

【良い点】
学びあえる仲間で園内学習のあり方がよい

【良い点】
行事や職員の環境面での部活動があり役割分担ができています

【良い点】
わらべ歌遊びを取り入れている

<園舎について>

【悪い点】
台所を修繕しないといけない

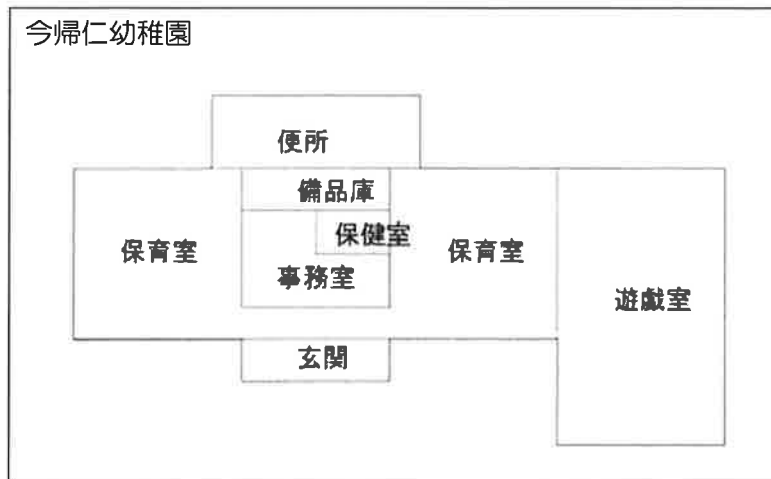
【悪い点】
年齢別の部屋数が足りない

【悪い点】
事務室が狭いため、来賓が来ても廊下での対応が多い

【悪い点】
1歳児保育室が別の棟(プレハブ)で死角がある

第1グループ

その1：現保育所・幼稚園の良い点・問題点について



<園舎について>

<p>【良い点】</p> <p>ホール（遊戯室）があると便利</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨天時に広々と遊べる ・集会、行事等で使用 ・預かり保育で使用 	<p>【良い点】</p> <p>ホールがあるので、小学生との交流が幼稚園でできる</p>
---	--

<p>【良い点】</p> <p>教室から園庭へでられる</p>
<p>【良い点】</p> <p>事務室が玄関先にあるので便利</p>

<園庭について>

<p>【良い点】</p> <p>広い園庭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かな自然環境（蝶やセミ、小動物もいる） ・蝶の食草等の植物 	<p>【良い点】</p> <p>園庭が広く、緑があり自然豊かで斜面がある</p>
	<p>【良い点】</p> <p>地域散歩（海や山、馬場等）</p>

<園庭について>

<p>【悪い点】</p> <p>園庭と遊びの場の間に道路があり安全面に問題がある（自動車を通る、または逆走もある）</p>

<園舎について>

<p>【悪い点】</p> <p>保育室が暑い(事務室のみクーラーが完備されている)</p>

<p>【悪い点】</p> <p>事務室が狭い</p>

<p>【悪い点】</p> <p>子どものロッカーが狭く、使いづらい</p>

<p>【悪い点】</p> <p>部屋が狭く、机や机が古く折りたたみできない</p>	<p>【悪い点】</p> <p>水道はたくさんあるが、水圧が弱くて使えない</p>
---	---

<p>【悪い点】</p> <p>子ども用の洋式トイレが1つしかないため増やしてほしい（和式の苦手な幼児がいる）</p>

第1グループ

その2：新たな施設（認定こども園）に望む事柄について（提案や教育・保育の方針等）

園舎・保育室等に関すること

<保育室について>

風通しや陽あたりを考慮して過ごしやすい造り	園舎は、1階建の平屋にして欲しい
2階建の園舎	
・1階：0・1・2歳児	
・2階：3・4・5歳児（交流を持ちやすくするため小学校と同じ高さ）	

子どもの目線での外が見えるつくり	
年齢に合わせた保育室づくり（手洗い場、窓の高さ、トイレの配置）	
保育室から園庭が見えるようにしてほしい	部屋から外が見える高さ（子どもの目の高さ）
見通しの良く、死角のない造り（後で付け足していくと、死角になる部分がある）	

0歳児の保育室は、落ち着いた雰囲気環境
0・1・2歳児は家庭的な雰囲気の部屋
3・4・5歳児は個を大切にしながらも集団遊びができる部屋やホール

<収納について>

環境構成、保育が楽しくなるように保育室にたっぷりの収納がほしい（必要範囲）
現在あるものの置き場を検討・確認しながら必要収納を出して完璧に

<ホールについて>

異年齢が交流できるホールがあって欲しい
ホールがあった方がいい（異年齢交流や外部との交流ができる）

<トイレについて>

・園児用のトイレは、洋式と和式	・大人用のトイレは、個室の洋式
各部屋のトイレに大人用のトイレを充実してほしい	戸外用のトイレの設置
調理専用の更衣室やトイレがある良い	調理室の隣にトイレがあった方がいい

<クーラーについて>

夏でも快適に過ごせるように全室にクーラーを完備	事務所を広くし、クーラーの設置
各年齢の部屋にクーラーの設置	夏を快適に過ごすために各クラスにクーラーを設備

<間とりについて>

今後、保護者または地域とのコミュニティは重要な課題になると思う。保護者や地域の方が気軽にまた、行きたくなるような場所（部屋）の雰囲気作りも大切だと思う

食事のスペースと保育室の分離	倉庫・教室・休憩室など全部別々につくって欲しい
----------------	-------------------------

<事務室について>

来客の対応ができる広々とした事務室	来客が把握できる設備（不審者対応）
保健所からのこの間の監査指導内容を踏まえて検討・確認し、整える	職員の休憩室

<調理室について>

食器洗い機を完備して欲しい	調理室にオープンレンジが欲しい
調理室は、下処理場と調理場を分けて欲しい	調理室は、子ども達がいつでも声をかけられる場所
調理室にクーラーやスポットクーラーが必要（食器を冷やすため）	調理室に手洗い場が欲しい

<関連施設について>

支援センターが必要

第1グループ

その2：新たな施設（認定こども園）に望む事柄について（提案や教育・保育の方針等）

園庭に関すること

<園庭の植物について>

庭に緑がいっぱいで虫とりや自然体験ができる環境 畑があるといい

自然環境にあるような園庭づくり（木があり、土や山があるなど）

庭には斜面があつて、緑豊かで畑や花園、虫や蝶などがたくさん集まるようにして欲しい

木陰があり、実のなる木があつてほしい 緑豊かな自然環境に恵まれた広い園

木陰があり夏の暑い日でも園庭で遊べる

<園庭の環境について>

3歳未満児が安全かつ思いっきり遊べる園庭の環境

乳児と幼児では遊びの内容や動きが違うのでそれぞれが存分に楽しめるようなスペース

子どもたちの創造性を刺激するような園庭づくり

（体力や運動能力の低下は課題でありその背景は様々にあると思うが、0歳から日中預かるため保育所に責務・役割があると思う）

3歳児以上が思いっきり遊べる園庭の環境

・4～5歳児がしっかり体を動かして遊べるスペース

・0～3歳児までは、ゆったり遊べる庭

・0～小学生まで遊ぶことができ、交流ができる保育計画ができて欲しい

0～5歳児までの施設で、0～2歳児が過ごせる園庭広場・3～5歳児が思いっきり動ける園庭とスペースがあると良い

<遊具について>

園庭の遊具の充実と配置の安全性 体をいっぱい動かして遊べる遊具（手造りも含む）

園庭には、木陰や遊具がありのびのびと遊べる広さが欲しい

<隣接する施設について>

小学校に併設される意味、良さを十分に出せるようにして欲しい

（両方で共有できるスペース、小学生にとってもホッとできる場所、公園のような）

送迎動線等に関すること

<駐車場の確保について>

駐車場の確保

職員用と送迎用駐車スペースの確保

職員、保護者の送迎時の駐車場の確保

送迎用にロータリーや広い駐車場の設置

職員と保護者の駐車場の確保

<安全面について>

保護者の送り迎え時の安全面

第1グループ

その2：新たな施設（認定こども園）に望む事柄について（提案や教育・保育の方針等）

教育・保育プログラム等	<保育の質について>
	お互いが要領・指針を学び合い、協働できる教育環境
	職員が保育に対して心を一つにし、幼稚園教諭と保育士と隔たりなく研修などできること
	園内学習の充実を図り、質の向上
	質の向上のために、職員研修を段階的にやっていく（位置付けていく）
	わらべ歌遊びは続けて取り入れて欲しい
	<小学校との連携について>
	各年齢、小学校との連携（職員間も含む）
	小学校の連携がしっかりとれるよう運動会、学芸会など一緒にできる行事をそのまま続けて欲しい



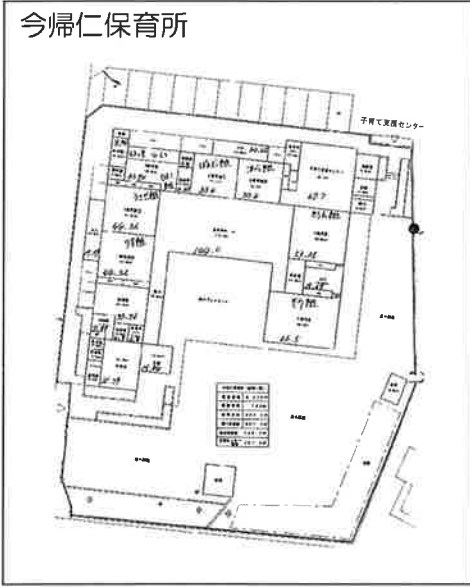
【認定こども園のキャッチフレーズ】

笑顔キラキラ 今帰仁っ子

第2グループ

その1：現保育所・幼稚園の良い点・問題点について

今帰仁保育所



<設備について>

【良い点】
放送設備

【良い点】
立地条件が良い

【良い点】
窓がたくさんあって室内が明るい

【良い点】
水道にシャワーがついていて温度調節ができる

【良い点】
バリアフリーの充実

<駐車場について>

【良い点】
駐車場が広い

【良い点】
駐車場が広い

<その他>

【良い点】
お部屋が清潔であり気持ちがいい

<調理について>

【良い点】
調理室が広く使いやすい

【良い点】
栄養管理ができています

<園庭について>

【良い点】
園庭が広い

【良い点】
園庭が広い

【良い点】
子ども達が興味を持てるような工夫（土や山、トンネル）

【良い点】
園庭が広く遊ぶ環境が良い

【良い点】
広い敷地の園庭には、畑や土の山もあります

<ホールについて>

【良い点】
ホールが広い

【良い点】
大ホールがあり、異年齢交流ができ活用幅が広い

【良い点】
各クラスからホールが見え使用しやすい

【良い点】
広いホールがある

<保育環境について>

【良い点】
近隣施設（社協など）との交流が盛んにできる

【良い点】
散歩するとヤギや牛公民館など、子ども達が楽しめる

【良い点】
子育て支援センターがある

【良い点】
支援センターがあり交流ができる

【良い点】
職員数が多く協力し合える

<部屋の仕組みについて>

【良い点】
移動式の仕切り（壁）で2部屋をオープンにして1部屋にできる

【良い点】
2つの部屋を用途に合わせて使用できる

<収納について>

【良い点】
収納スペースが多い

【良い点】
保育室に収納もあり使いやすい

【良い点】
室内に収納スペースがあり広く使える

<ベランダについて>

【良い点】
ウッドデッキがベランダにあり、0～1歳児が遊べる

【良い点】
各クラスにテラスがある（シャワーも欲しい）

【良い点】
バルコニーがあり気分転換できる

<クーラーについて>

【良い点】
冷房（クーラー）があり昼寝がしやすい環境である

【良い点】
各クラスのエアコン

【良い点】
各部屋にクーラー設備があり子どもたちや大人も快適に過ごせる

<トイレについて>

【良い点】
トイレやシャワーが使いやすい

【良い点】
各部屋に職員トイレがある

【良い点】
ウォシュレット（大人用）がある

【良い点】
各部屋に職員用トイレがある

<事務室について>

【良い点】
事務室が広い

【良い点】
事務室で職員が事務作業できるスペースがある

第2グループ

その1：現保育所・幼稚園の良い点・問題点について

<施設環境について>

【悪い点】 バリアフリーのため、園庭から砂が入ってきやすい	【悪い点】 水場の高さが子どもに会っていない所がある
----------------------------------	-------------------------------

<水周りの環境について>

【悪い点】 外のシャワー室に砂がたまりやすく、滑りやすい	【悪い点】 水はけがよくなって滑りやすい所がある
---------------------------------	-----------------------------

<収納について>

【悪い点】 収納の少なさ	【悪い点】 職員用のロッカーが欲しい
-----------------	-----------------------

<人員体制について>

【悪い点】 職員数にゆとりが欲しい	【悪い点】 用務員が欲しい
----------------------	------------------

<トイレについて>

【悪い点】 トイレの作り方として排水溝の位置を直してほしい	【悪い点】 トイレの床が水で流せないなので掃除をしても衛生面が気になる
【悪い点】 年長クラスのトイレにある手洗い場が水が垂れてくるため使いづらい	

<園庭について>

【悪い点】 地面の土に石が多く、また、乾きすぎてホコリっぽい	【悪い点】 園庭の水道メーター（元栓）の場所	
【悪い点】 園庭に木陰が少ない	【悪い点】 園庭に影が欲しい	【悪い点】 日陰がないので夏は暑さをしのぐ所が少ない

<安全面について>

【悪い点】 玄関から奥の部屋までが遠いため、不審者が怖い	【悪い点】 外部からのブラインドが少ない	【悪い点】 安全面の配慮
【悪い点】 門を出るとすぐ道路なので門の閉め忘れがあると危険（子どもの手が届くので門を開けることができる）		

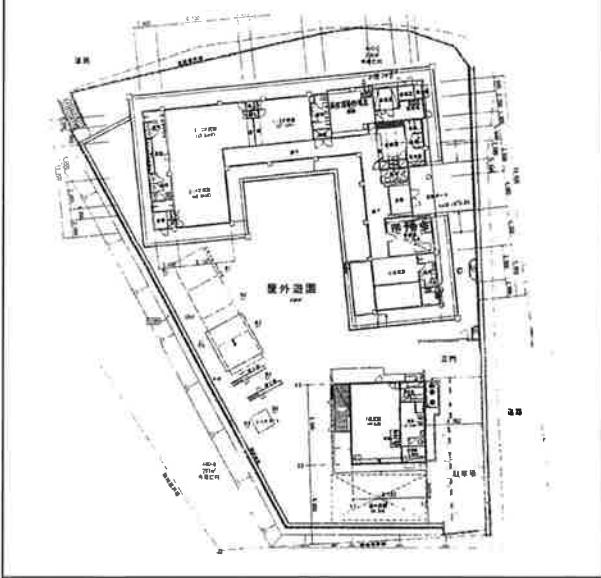
<死角について>

【悪い点】 広いのは良いが、死角が多い	【悪い点】 死角が多い	【悪い点】 園庭の死角が多い
------------------------	----------------	-------------------

第2グループ

その1：現保育所・幼稚園の良い点・問題点について

仲宗根保育所



<園舎について>

【良い点】

事務室が玄関側にあり、来客に対応しやすい

【良い点】

園舎の造りがコの字型で、どのクラスからも全体が見えるつくりが良い

<園庭について>

【良い点】

園庭が整備されていて子ども達が遊びやすそう

【良い点】

園庭が広々としているため、木陰でゆっくり遊び場や思いっきり走りまわれる場、体を動かして遊ぶ、手作り遊具があり遊びを通して心身ともに育つ環境が良い

<トイレについて>

【悪い点】

外遊びで、子どもがひとりでのトイレが心配なため、外にトイレが欲しい

<施設環境について>

【悪い点】

壁が低かったり、所々に隙間があり、また、造りが登りたくなる造りのため安全面で気になる所がある

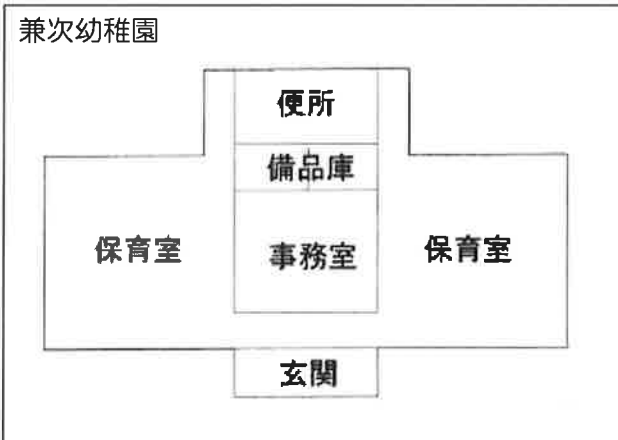
【悪い点】

園舎の裏も自然がいっぱいで良いのだが、死角となってい

【悪い点】

園庭の足洗いの水はけが悪い

兼次幼稚園



<保育環境について>

【良い点】

自然が多く伸び伸びと遊べる

【良い点】

行事の時などに、小学校が近くにあるため運動場や体育館が利用しやすい

<施設環境について>

【悪い点】

昨年に天井のコンクリートが落ちてきた

【悪い点】

大雨の度に、漏電して停電する

【悪い点】

門が急な坂なため、ほぼ毎年ケガをする子がいる

<保育環境について>

【悪い点】

小学校と離れているため学校の状況が分からないことがある

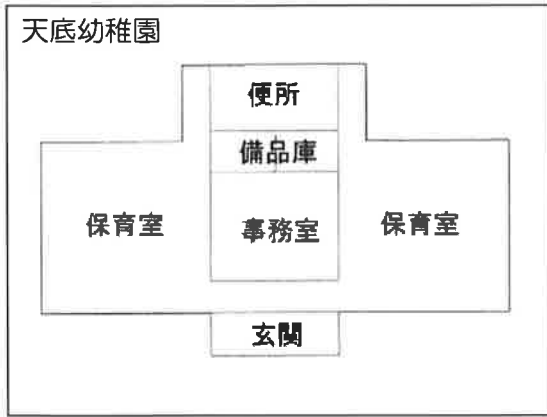
<トイレについて>

【悪い点】

トイレがみんな和式で子どもが洋式に入りたがるため混雑する

第2グループ

その1：現保育所・幼稚園の良い点・問題点について



<施設環境について>

【良い点】
トイレが明るい

【良い点】
玄関が広くて使いやすい

<自然環境について>

【良い点】
自然がいっぱい（生き物が多い）でセミやクワガタ捕りができる

<施設環境について>

【悪い点】
高窓なので風が通りにくい

【悪い点】
死角がある

【悪い点】
シャワースペースがない

【悪い点】
玄関が西向きなので夏は凄く暑い

【悪い点】
避難経路がない（非常口がない）

現施設以外（園庭・送迎動線等）および各施設共通の事柄

<安全面について>

【悪い点】
セキュリティー面（防犯カメラ等がない）

<ホールについて>

【悪い点】
ホールが狭くお遊戯会などで保護者が多くなり子どもが見えないことがある

<駐車場について>

【悪い点】
保護者用の駐車場（駐車スペース）が無く、送迎時の安全面が気になる

【悪い点】
車の駐車スペースが狭くて遠い

第2グループ

その1：現保育所・幼稚園の良い点・問題点について

園舎・保育室等に関すること

<安全面について>

非常口が欲しい

周辺の人達が入ってきやすい環境施設と安全面

<保育室以外の部屋について>

来客時に対応できる部屋があるといい（または、救急室にもなるような部屋）

職員トイレとロッカーの配置

<保育室について>

明るく清潔感のある保育所（保育室）

収納スペースがたくさんある

各保育室にトイレが欲しい

安全に過ごせる施設（滑りにくく、見やすい）

各クラスにクーラーが欲しい

各部屋に活動スペースが欲しい
（食事スペースの部屋の仕切り）

<玄関について>

広い玄関（登所時に混み合わないと思う）

玄関は上がりかまちがある方がよい

<間とりについて>

コーナーが作れる部屋（絵本コーナーなど）

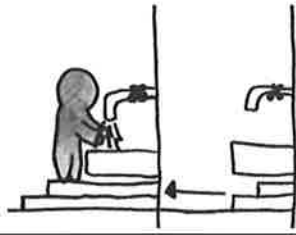
絵本の部屋が欲しい

平屋

<水周りについて>

水場の足場の高さを階段の様に換えられるなら良い
（固定できるように）

水道は多めにとりつけて欲しい
（掃除の時や外部からの帰ってきた時などの際に洗うため）



<ホールについて>

クラスの仕切で多角的に使える部屋が欲しい

もっと広いホール

広いホール

大きなホールが欲しい

行事用の舞台（あまり高さのない）があるホール（いくつかの保育室と組み合わせることで会場となるような造り）

行事や異年齢交流会ができるようなホールがあって欲しい

<窓について>

少し長めの庇がほしい

各窓にロールカーテンがあると良い

室内が明るい

大きな窓があり保育室に自然の光が入るように

窓を大きくして欲しい

風通しが良く過ごしやすい施設

自然の風が通り、自然の中で生活し、自然が感じられる施設

風通し、日あたり、日陰を考えてつくる

第2グループ

その1：現保育所・幼稚園の良い点・問題点について

園庭に関する事

<園庭空間・遊具について>

固定遊具が欲しい

年少児も年長児も遊びこめる園庭の広さが欲しい	広々とした園庭で木陰もあると良い
------------------------	------------------

木陰があり、遊具も充実し、広々と遊べると良い	木陰があり、広い園庭（死角がない）
------------------------	-------------------

0歳児も遊べるような小さな滑り台やテラスや広場のようなスペースが欲しい
年長や幼稚園児も走ったり、縄跳びができるような広場が欲しい

<園庭の自然環境について>

自然に囲まれ、園庭も広く、伸び伸びと遊べるような環境

木や緑がたくさんで虫もたくさんいる自然な園地	土山が欲しい	園庭の面積の大部分に芝が欲しい
------------------------	--------	-----------------

園庭には、子ども達が自然豊かな場所で遊べるような（体をいっぱい使って遊べるような）遊具が欲しい

いくらでも遊びの幅が広がったり、自然と体を動かす事のできる手作り遊具や赤土山が欲しい
（遊びが生まれる園庭）

<トイレについて>

園庭からでも使いやすいトイレ

外用のトイレが欲しい

戸外にトイレが欲しい

送迎動線等に関する事

<駐車場について>

駐車スペースがある

職員・保護者の駐車場の完備

登降所時の駐車スペースの確保

職員用と保護者の送迎用の駐車場の確保

園舎から幼児が確認できるような駐車場が欲しい

安全に送迎できる渡り廊下のような園者と駐車場を結ぶスペースがあり、広々とした駐車場を確保して欲しい

<園バスについて>

園バスがあれば安全に移動でき、遠足とか視野が広がると思う

園バスがあると良い

第2グループ

その1：現保育所・幼稚園の良い点・問題点について

教育・保育プログラム等

<施設設備について>

黒板が欲しい

<施設の雰囲気について>

保護者も楽しみにしながら通える施設

<関係施設との連携について>

小学校と連携が取りやすい環境（小学校が近くにある等）

就学（小1ギャップ解消）にむけ小学校との連携を年間計画に入れる

保護者が安心して子どもを預けられるような認定こども園や民営化の保育所（交流できる、保育の情報交換や質の向上など）

幼・保の職員が協力しあえる意見交換ができる時間が欲しい

今やっている保育士間（各園）の交流を続けたい（北山保育園も）

村内の子どもたちのために、保・幼・小が継続した連携が行える（学力、子どもの発達の保障 [読谷村]）

全施設の職員同士が交流できるスペースがあり、そこで落ち着いて、集中してミーティングし連携を取っていききたい

<人員体制について>

フリー保育士の確保（担任をもっていない保育士）	職員の確保	午前または午後の短時間保育士の配置
-------------------------	-------	-------------------

看護師が欲しい	用務員さんが欲しい
---------	-----------

<保育の質について>

0～5歳児までの子ども発達を踏まえたプログラムで子ども達が伸び伸びと生活できるようにしたい

各年齢の発達を踏まえたカリキュラム
（プラス：0～5歳までの長い目で見た育ちを保障することで「今すぐできなくても卒園までに育ったね」と言えるような個々に合わせた保育）

養護をベースにした保育（心の育ちが最も大切）

家庭的な雰囲気の中で異年齢交流し、思いやりが育つようにしたい



【認定こども園のキャッチフレーズ】

自然がいっぱいで笑顔あふれる今帰仁っ子

■第2回ワークショップの作業内容

第2回ワークショップでは、以下の作業を行った。

Step 1：建築プランを考えよう

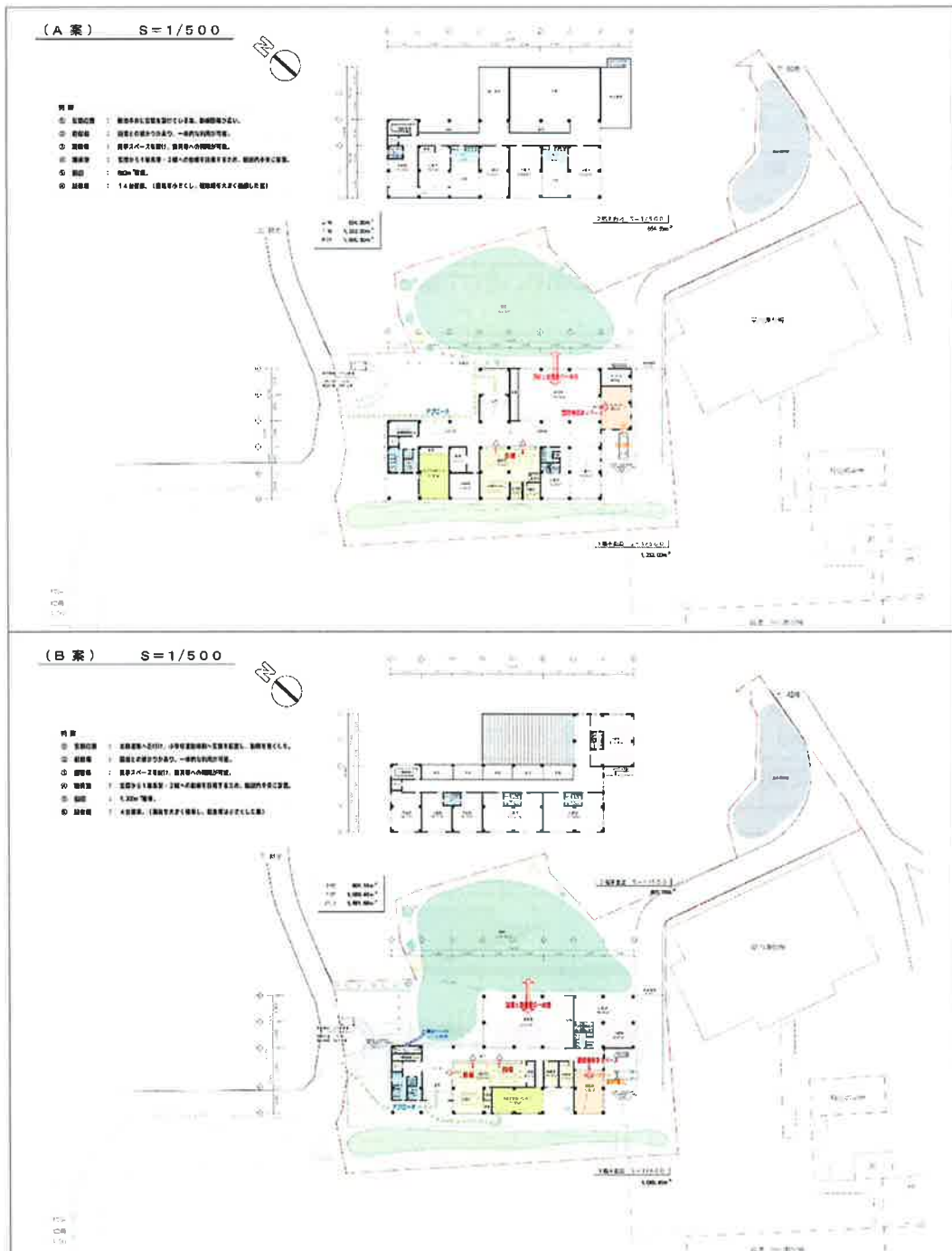
・事務局側で作成した建築プランの案（4案）について、それぞれの案の良い点・気になる点について意見交換。

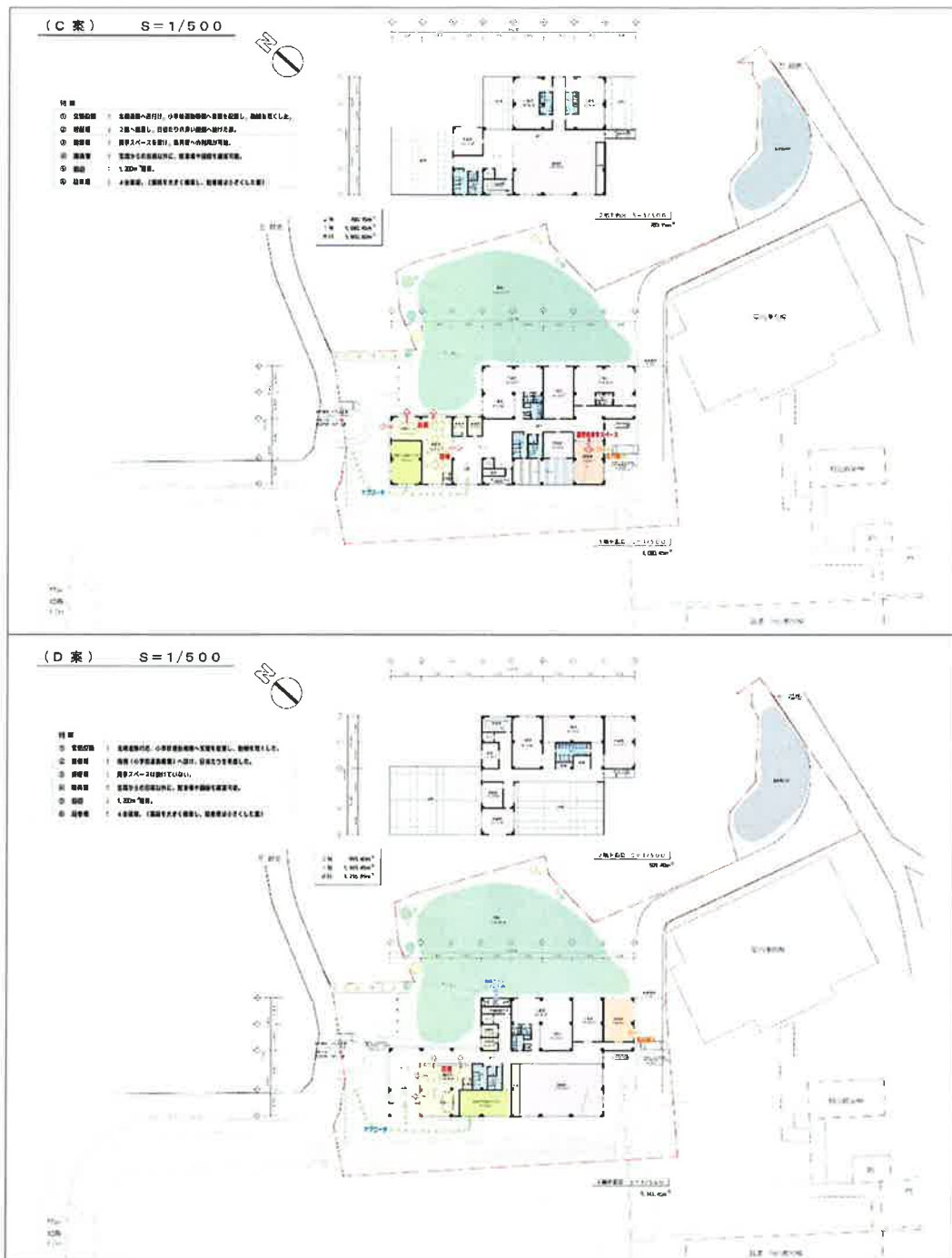
Step 2：望ましい教育・保育プログラムについて

・「教育・保育・子育て支援の方針（案）」を踏まえ、具体的に取り入れていきたいプログラムや、幼保小の連携により充実させていきたいプログラム等について意見交換。

Step 3：建築プランのお勧め案への投票

・グループ別検討結果の全体発表を踏まえ、A～D案の建築プランの中から各人が思うお勧め案に投票。





■第2回ワークショップの様子



事務局から各建築プランの特徴を説明



会場の全体風景 (グループワーク実施)



意見の書き出し・グルーピング



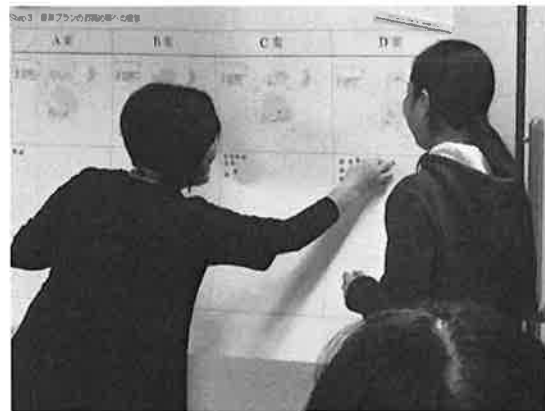
意見発表（第1グループ）



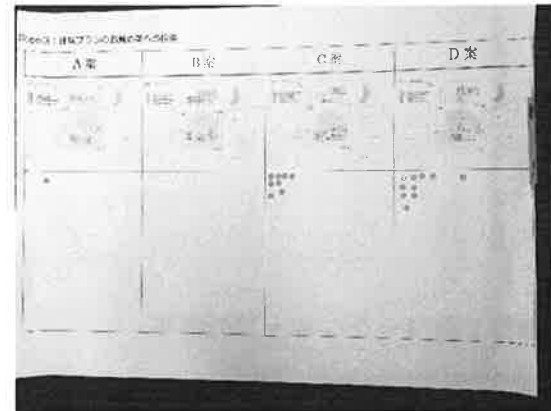
意見を皆で聞き、共有



意見発表（第2グループ）



建築プランへの投票



投票結果
 (A案：1票、B案：0票、C案：8票、D案：10票)

次ページ以降に各グループの意見交換結果の詳細を整理する。

Step 1 : 建築プランを考えよう : 第1グループ

●各室の配置等について **良い点**、気になる点

B 案 **0・1歳保育室が1階にあるのが良い**

C 案 **ランチテラスが良い(5件)** **(高年齢の階)遊戯室が2階にあるのが良い(2件)**

遊戯室が2階にあるのが気になる

4・5歳室に両サイドにテラスを設けるよりは、合わせて広く一緒に使える方が良い

D 案 **乳児0・1・2歳室は1階、幼児3・4・5歳室は2階が良い(4件)**

2階のトイレが合同にあるのは良くないため、各部屋にトイレを設けて欲しい

共通 子育て支援センターは2階の方が良い(4件)

子育て支援センターは、子どもの部屋に近い場所が良い

各部屋にトイレ、シャワーを設置して欲しい(2件)

0・1歳の各保育室に、トイレとシャワーがあった方が良い(3件)

●園庭について **良い点**、気になる点

A 案 **園庭が小さい**

B 案 **0・1歳室に園庭が面しているのが良い** **園庭からのトイレ利用ができる**

C 案 **園庭からのトイレ利用ができる**

D 案 **園庭からトイレが利用できるのが良い**

共通 **外からトイレ、シャワーが利用できるようにして欲しい(2件)**

●施設内動線・送迎動線について **良い点**、気になる点

A 案 **玄関が東側にあるのが良い** **玄関までのアプローチが長い**

B 案 **0・1 歳室が調理室と向き合って良い**

C 案 **2階に各クラストイレが設置されているのが良い(大人用トイレの設置も良い)**

共通 **B・C・D 案の駐車スペースで間に合うのか？**
A 案にしても車が旋回できるようにすると安全だと思う
(出入りがスムーズにできるようにして欲しい)(2件)

●その他 **良い点**、気になる点

A 案 **予備室が良い(2件)**

遊戯室と調理室が隣り同士なので食事をする場にもできると思う

(疑問)調理室について、配膳棚の方に朝日が入らないようになっているのか？
また、ガス代の前方は外の様子が見えるようになっているのか？
(是非、外の様子が見えた方が精神的に作業しやすいと思う)

B 案 **吹き抜けがある**

C 案 **予備室が良い** **テラスがあると良い**

D 案 **テラスがあると良い**

調理室と遊戯室を隣り合わせにすると食事の時間に全体の交流の場になる

共通 **調理室に見学スペースが設けられているのが良い(食育に繋がる)**

日差しを考慮して欲しいです

調理室は、子どもに見せやすい中心部にあって欲しい

調理室の近くにトイレがどの案にもない **調理室に更衣室が必要**

病児保育のニーズもあるので、予備室または、もう少し広い保健室があると良い

Step 2 : 望ましい教育・保育プログラムについて : 第1グループ

①幼保一体化による教育・保育の縫合的な提供

子ども集団を活かした保育(異年齢)

幼保小の連携、村全体に根付くようにする

わらべ歌を通して育ちの連続性を大切にしていく

(育ちの連続性を大切にすることで保育の発信、親の安心にも繋がる)

人生の土台になる幼少期に関わる職員の専門性(職員研修・学習会)(3件)

各発達年齢に合わせた保育内容の連続性(一体化)

②基本的な生活習慣の確立と安全・安心で快適な生活環境の提供

早寝早起き・朝ごはん・で生活習慣の定着(例：朝9時までには登所する)(2件)

良く遊び、よく眠る環境、保育の充実で生活習慣の確立

自分の所持品の片づけなどがしっかりできるロッカーの大きさを考慮する(生活習慣)

食育(2件) 食育に繋げて、菜園を充実させる(2件)

安全面(防犯カメラなど)

歯磨きなど衛生面を考慮したスペース

③多様な活動を通じた社会性・自立心・豊かな感性の育成

自己肯定感を育む

五感を豊かにする(育む内容環境を充実する)

(発達年齢に合わせて)リトミックとわらべ歌の充実し、感性を育てる(4件)

幼保一体的な保育内容があると良い(例：わらべ歌を通して幼保一貫した保育)(2件)

絵本環境を整える

172名の子ども達が楽しく体験できる畑(食育)

(散歩を通して)身近な自然体験

経験のために感性を揺さぶる豊かな緑(例：セミ、虫捕り)

園庭遊びでは、体を十分に動かして遊べるスペースが必要
(手作りの遊具、丸太、ブランコ、土山、斜面、でこぼこ)

④家庭・地域との連携、子育て支援等の充実

子育て相談が気軽にできるように対応していく

保護者対象の講演会

保護者にとってもホッとできる場になって欲しい

(保護者・地域の方が利用できる)喫茶室があり、ゆんたくできるようにする

小学生のボランティアによる読み聞かせ

保育の発信ができる職員の力をつけること

クラスだよりの発行

地域の人たちと関わるプログラム(老人ホームなどの施設訪問で交流の場づくり)(2件)

Step 1 : 建築プランを考えよう : 第2グループ

●各室の配置等について **良い点**、気になる点

A 案 **遊戯室や保育室が広くて良い**

調理スペース横に遊戯室があるので子ども達が調理室を見学できて良いと思う(2件)

職員室の目視できる部分が少ない 低年齢児(2歳)は1階が良いと思う(2件)

吹き抜けのスペースを屋上園庭としてフラットにして広く使いたい

B 案 **調理室の見学スペースがある** **職員室から玄関・室内が見られるところ**

2歳児は1階が良いと思う 遊戯室の収納の所から、0・1歳児の部屋へ
出入りできるとお遊戯会等の時に控室等で使えそう

C 案 **調理室の見学スペースがある**

門の近くに玄関があるのが良い 職員室から駐車場が見える

ホール(遊戯室)が2階にあることで、4・5歳児が使用しやすい

部屋が園庭側なのが良い
(運動場側だと、運動化の時期など小学校の練習などでお昼寝の時間に影響があるため。)

0歳児の部屋と調理室が近い方が良いと思う

低年齢児(2歳児)は1階が良いと思う ホールは1階にある方が良い

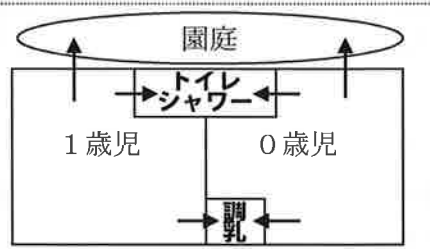
屋根の部分をも3歳児の部屋にして、1階の3歳児の部分を広く使う

D 案 **保育室から園庭が見られて良い**

保育室の配置として、0・1・2歳児とホールが1階、
3・4・5歳児が2階にあるのが良いと思う(5件)

玄関・支援センターが同じ向きに出入り口があり分かりやすい

0・1歳児室の作りを少し変えると使いやすくなると思う



1、2階の両方にホールがあった方がいい(2件)

2階の屋根をテラスか保育スペースなど有効利用できたら良い(2件)

共通 **子育て支援センターは共通して1階にあるので良いと思う**

0・1歳児室が狭い 絵本の部屋が欲しい 保健室は職員室の隣が良い

ホールが1階と2階の両方にあると良い

吹き抜けスペースを遊戯室にできないのか?(疑問)

●園庭について **良い点**、気になる点

B 案 **園庭からトイレが利用できて良い(4件)**

D 案 **0・1・2 歳児室が1階にあり、園庭からのトイレが利用できるのがいい(5件)**

共通 **園庭が東側にあるので、夏場の午前中は日差しが強い(暑い)と思う**

●施設内動線・送迎動線について **良い点**、気になる点

A 案 **駐車場が広い(5件)** **2階の屋上園庭に外から下に避難できる経路がある**

靴箱も両側にあり、職員室から訪問者を確認できるから良い

B 案 **5歳児室側に外階段があるのは良いと思う(小学校との連携活動時に動きやすいと思う)**

D 案 **5歳児室側に外階段があるのは良いと思う(小学校との連携活動時に動きやすいと思う)**

共通 **避難経路を階段ではなく滑り台式にして欲しい**

B~D 案の駐車場が4台は少ない(8~10台あると十分な気がする)(2件)

●その他 **良い点**、気になる点

A 案 **駐車場の近くに園庭があるため、仕切り(門)等がないと危ないと思う**

B、C、D 案にはない機械室があるが、無くても良いので戸外用トイレなどにして欲しい

C 案 **4・5 歳児室の各部屋にトイレがあるのが良い**

ランチテラス、ホールがあるのが良い(3件)

D 案 **屋根の場所を小学校向きで配置されて良い**

全クラスにトイレ、シャワーが欲しい(3件)

2階のトイレ、手洗い場の数はもっと多い方が良い

共通 **戸外に用具、遊具置き場が欲しい** **2階にも大人用トイレが欲しい**

2階に給湯室があると便利(3件)
(しかし、職員室に給湯室があることで職員同士が顔を合わせることもできると思う)

給食配膳用のエレベーターがあると良い

全クラスにシャワー室が欲しい

Step 2 : 望ましい教育・保育プログラムについて : 第2グループ

① 幼保一体化による教育保育の総合的な提供

保育所の様に気軽に散歩ができるといい良い(2件)

小学校の休み時間を利用して交流タイムをしたい 近くの施設との交流(消防、小学校など)

「食育・給食の日」を1~2カ月に1回設けて小学校との交流会をしたい

(一番交流しやすいのが給食なのかなと思う)(3件)

小1プロブレム解消のため、保幼小連携を年間計画に入れていく

(そのためには小学校との信頼関係も必要になる)(2件)

0~5歳までの異年齢交流ができることで思いやりの心を育てていきたい(5件)

今帰仁村の保育所の特色や「ここが自慢できる所!!」という保育を見出したい

② 基本的な生活習慣の確立と安全・安心で快適な生活環境の提供

登れる木などがあり、体をおもいっきり動かせる園庭(虫のつかない木)(2件)

園庭で体を使って遊ぶ、可動式遊具、手作り遊具など遊べる環境を作っていきたい(2件)

(食育)自分たちで畑を栽培し収穫したものを調理して食べる(6

畑を小学校と一緒に作り共に食育、そこから縦の繋がりの保育(教育)

アスレチック (室内)ネットの遊具(吹き抜けのところにネットを設置する)

③ 多様な活動を通じた社会性・自立心・豊かな感性の育成

リトミック

わらべ歌遊びを取り入れた保育と子育て支援センターを利用する保護者にも
わらべ歌遊びの良さを伝えられたら良いと思う(4件)

④ 家庭・地域との連携、子育て支援等の充実

幼稚園でのボランティア活動(地域の人や保護者など)が続くと良い
(読み聞かせや畑を耕してくれたり)(2件)

地域のお年寄りを招き交流(遊び、生活の知恵を学ぶ)

(6) 課題の整理

1) 認定こども園整備に係る課題

①多様な交流を育み、発達段階に応じた活動が思い切りできる園舎・園庭の充実

認定こども園の整備により、0～5歳の異年齢児が同じ空間で過ごし、多様な活動を通して交流することで、お互いを思いやる気持ちを育むことが期待できる。また、隣接する小学校児童や、地域住民・高齢者等との交流が子ども達の健全な発達に寄与することが期待できる。

そのため、園舎・園庭の整備に際しては、多様な交流を育むものとして計画していく必要がある。一方で、年齢の異なる子ども達が、その発達段階に応じて思い切り活動できるよう、年齢ごとの緩やかな区分にも配慮しながら空間整備を行っていく必要がある。

②利便性や安全性に配慮した施設・設備の充実

認定こども園は子ども達が日中の多くの時間を過ごす施設となることから、施設・設備の高さ等について、子ども達の使い勝手に配慮していく必要がある。同時に、多くの子どもの安全に気を配る必要があることから、目が行き届くような空間整備を心がけていく必要がある。また、登園時等の動線や駐車場の配置についても、安全性や周辺交通への影響も考慮して計画していく必要がある。

③多様な保育サービスの実施と保・幼・小連携によるプログラムの充実

職員ワークショップにおいても、保育の質の確保については多くの意見が寄せられている。また、前年度に策定された「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」においては、新設する認定こども園において、地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の実施をはじめとした多様な保育サービスの実施検討が位置づけられている。そのため、職員配置の充実を検討していくとともに、子育て支援センターの併設といった施設面での充実を図っていく必要がある。また、教育と保育を行う施設となる特色を活かした魅力あるプログラムづくりを行っていくと共に、隣接する小学校との連携も視野に入れた取り組みを推進していく必要がある。

2) 民設民営保育所の整備に係る課題

①保護者・地域への十分な説明の実施

公立・私立は運営形態が異なるものの、両者とも認可保育所は国の基準を満たしたものであり、県内他市町村においても多くの私立認可保育所が整備されており、独自で工夫を凝らしたプログラムが実施されているなど、魅力ある保育所も多くみられる。

保育所民営化について懸念する保護者も少なからずいるものと推察されるが、民営化にあたっては保育の質を担保できるよう配慮していくとともに、保護者や地域に対して丁寧な対話を重ねていくことが求められる。

②民間が参入しやすい条件整備の検討と、適切な事業者の選定

保育所民営化に伴い、本村でははじめて私立認可保育所が整備されることとなる。本村においては、女性の社会進出等に伴い保育需要は増加しているものの、少子化傾向も見受けられる。また、本島北部に位置する本村にあって、民間の参入意向は未知数と言える。そのため、保育の質の担保には十分留意しつつ、候補地に柔軟性を持たせるなど民間が参入しやすい条件についても一定程度検討していく必要がある。また、公募により広く希望事業者を募り、より適切な保育を実施することができる事業者を選定していくなど、保育の質の充実に向けて取り組んでいく必要がある。

2. 認定こども園整備基本計画

(1) 計画理念と基本目標

1) 計画理念

今帰仁村は豊かな自然環境に恵まれており、これまで保育所・幼稚園においても自然を活かした様々な活動が実施されてきている。

今帰仁村の認定こども園（幼保連携型認定こども園）の整備にあたっては、こうした本村の特色を活かし、子ども達が伸び伸びと元気に過ごすことのできる“育ち”と“学び”の新たな拠点づくりをめざして整備していくものとする。また、教育・保育の一体的な提供や子育て家庭への支援等こども園に求められている機能の確保もさることながら、小学校との連携充実によるスムーズな就学への移行にも十分に配慮していくことが重要である。したがって、これらの視点を加味しながらこども園整備の理念を以下に定める。

自然とふれあい、笑顔がはじける！

今帰仁っ子の“育ち”と“学び”を支える「子どもの城」

2) 基本目標

認定こども園の整備にあたっては、次に掲げる基本目標に基づき、施設の整備・サービス提供を図っていくこととする。

①質の高い就学前教育・保育の提供と子育てを支える支援拠点としての整備

0歳から就学前までの乳幼児は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期として非常に重要な意味を持っている。今帰仁村で整備する幼保連携型認定こども園は、これまでの村立幼稚園3園（兼次幼稚園・今帰仁幼稚園・天底幼稚園）を統合するとともに、仲尾次保育所・中央保育所・仲宗根保育所の閉園後の受け皿の一部を担っていくものとなる。そのため、発達段階に応じた遊びの提供や子どもの社会性を養う中で健全な発達を促す役割を担うものである。また、家庭保育世帯への支援等を行う「地域子育て支援拠点事業」（子育て支援センター）も実施していくことから、相談や交流などの場として、地域で安心して子育てができるように支

援していく役割も担うものである。したがって、子どもの育ちと学び、子育ての拠点施設として適切に機能していくための施設整備とプログラムの提供を行っていくものとする。

②多様な体験・交流の創出

北山学園プロジェクトの位置づけを踏まえ、隣接する小学校との連携を図るなど、異年齢児童の交流を促進する中で、思いやりの心を育むとともに、小1プロブレムの解消を図っていくものとする。また、地域の高齢者等との多様な交流を創出していくなど、地域との結びつきを強め、地域全体で子どもを育てる意識の醸成を図る。加えて、自然とのふれあいや食育の実施を通し、健全な心と体の育成を図るものとする。

③安全・安心な施設整備

子どもたちが日々の生活や遊びを安全に、安心して送ることができるよう、十分に配慮した施設の整備、備品の配置等を図っていくものとする。

さらに、建物の耐震性を高めるとともに、けがの防止や事故防止への配慮を基本に子どもや職員の安全を考慮した施設整備を行うものとする。

④多様な保育サービスの提供

近年、本村にあっても多様な保育サービスに対するニーズが寄せられており、前年度に策定された「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」においても、前述した地域子育て支援拠点事業をはじめとした幾つかの保育サービスについて、認定こども園での実施を検討していくことが位置づけられている。そのため、以下の保育サービスの実施を図っていくものとし、必要な施設機能を整備していくものとする。

○地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）、利用者支援事業

- ・地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）について、「子育て支援センターじんじん」との分担により、村全域での総合的かつ効果的な運営に努める。併せて育児及び母子保健に関する相談にも対応できるよう、母子保健型の利用者支援事業との連携を進め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目の無い相談支援体制の構築を図る。

○余裕教室活用型一時預かり事業（一時保育）

- ・年度当初など利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。認定こども園において、「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」に基づき実施。

○延長保育

- ・認定こども園において実施。（実施時間については事業開始までに調整）

○障がい児保育

- ・認定こども園においても障がい児の受け入れ実施。

土遊び等を行う園庭に面している施設の性格上、園舎に砂などが入り込まないように、最低限の上がり框などは設けていく必要はあるが、スロープの併設も行っていくなどユニバーサ

ルデザインを基本とし、子どもや職員だけでなく保護者や来訪者など、あらゆる人にとってやさしい施設として整備していくものとする。

(2) 施設計画

1) 各室・機能の規模設定

施設に係る諸室の規模等については、施設設備基準の関係法令を遵守するとともに、以下の内容を基本として整理・検討を行っていくものとする。

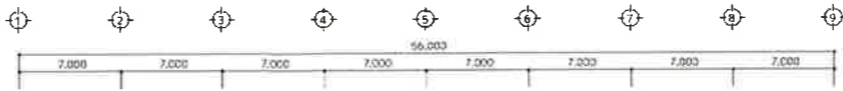
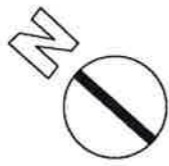
内容	室数	対象児等	規模等	備考
乳児室	1室	0歳児 (・満1歳児)	39.6㎡以上 ※有効面積 3.3㎡×人数 ※想定定員：12名	・調乳室(設備)及び沐浴室(設備)スペースを確保 ・保育室(満3～5歳児)との間隔に配慮
調乳室	1室		※必要面積を確保	・乳児室に隣接
沐浴室	1室		〃	〃
ほふく室	1室	(0歳児・) 満1歳児	79.2㎡以上 ※有効面積 3.3㎡×人数 ※想定定員：24名	〃
保育室	1室	満2歳児	49.5㎡以上 ※有効面積 1.98㎡×人数 ※想定定員：25名	・間仕切りで分割利用想定 ・便所に直結又は隣接 ・遊戯室等移動、緊急時等の出入り口の動線に配慮 ・午睡に配慮し、保育室(満2歳児)との間隔に配慮 ・手洗い場スペースの確保
	2室	満3歳児	75.24㎡以上 ※有効面積 1.98㎡×人数 ※想定定員：38名	
	2室	満4歳児	71.28㎡以上(60名分受入れ可能な面積として整備) ※有効面積 1.98㎡×人数 ※想定定員：36名(Max60名)	
	2室	満5歳児	73.26㎡以上(60名分受入れ可能な面積として整備) ※有効面積 1.98㎡×人数 ※想定定員：37名(Max60名)	
便所	2室	満2歳未満児	※必要面積を確保	・乳児室及びほふく室に直結
	3室	満2～5歳児	〃	・保育室に直結又は隣接 ・便器間に仕切りを設置 ・年齢に配慮した高さの手洗い場スペースの確保 ・洋式便所を多く設置
	4室 (男2・女2)	職員・調理員	〃	・玄関付近、階段付近に職員・調理員・来客用を男女別で独立設置
	1室	戸外用	〃	・園庭に面して設置
保健室	1室	共通	〃	・ベビーベッド等設置スペースを確保 ・職員室に隣接
遊戯室	1室	共通	209.88㎡以上 ※有効面積 1.98×人数 ※106名(3歳以上)想定	・保育室とは別に独立設置 ・各保育室からのアプローチが容易な場所に設置

職員室	1室	職員	※職員の事務スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗い場スペースの確保 ・各保育室への動線に配慮
調理室	1室	調理員	70㎡以上 ※調理員4名(時間契約の人数分含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・保存食の保存設備 ・調理室前室スペースの確保 ・手洗い場スペースの確保 ・食品保管庫は、調理室及び前室とは別に設置 ・食材搬入専用出入り口の確保
休憩室	1室	職員・調理員	※必要面積を確保	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室に隣接
予備室	2室	—	※保育相談及び緊急時対応スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室及び保育室に隣接
収納スペース	各室	—	※午睡用ふとん、遊具、保育用備品等の収納に必要なスペースを確保	<ul style="list-style-type: none"> ・各保育室、職員室、遊戯室に直結又は隣接
子育て支援センター	1室	子育て支援センター利用親子	70㎡以上 ※今婦仁保育所と同程度	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室に隣接

2) 施設計画

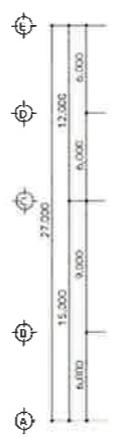
以下に施設計画の内容を示す。

※現時点での建築プランの案を提示(第2回WS結果を踏まえ、今後内容の精査を予定。)



特徴

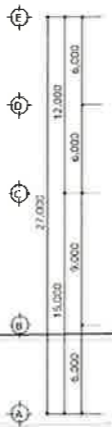
- ① 玄関位置 : 北側道路付近、小学校運動場側へ玄関を配置し、動線を短くした。
- ② 遊戯場 : 南側(小学校運動場側)へ設け、日当たりを考慮した。
- ③ 調理場 : 見学スペースは設けていない。
- ④ 職員室 : 玄関からの目視以外に、駐車場や園庭も確認可能。
- ⑤ 園庭 : 1,200m²確保。
- ⑥ 駐車場 : 4台確保。(園庭を大きく確保し、駐車場は小さくした案)



2階	593.40m ²
1階	1,143.45m ²
合計	1,736.85m ²

2階平面図 S=1/500
593.40m²

至 越地



1階平面図 S=1/500
1,143.45m²

村道
幅員
4.0m

(3) 施設運営計画

1) 教育・保育・子育て支援の方針

①幼保一体化による教育・保育の総合的な提供

- ・生涯に亘る人格形成の基礎である質の高い幼児教育・保育を保障する。
- ・保護者の多様なニーズ等に応じ、全ての子ども及び子育て家庭を支援する。

②基本的な生活習慣の確立と安全・安心で快適な生活環境の提供

- ・適切な運動の支援、バランスのとれた食事の提供、十分な休養・睡眠の確保等、生活や学習の基盤となる基本的な生活習慣の確立を図る。
- ・子どもを安心して預けられる快適で安全な生活環境を提供する。

③多様な活動を通じた社会性・自立心・豊かな感性の育成

- ・集団生活・集団活動による多様な体験等を通し、他者に対する思いやりや豊かな情操、規範意識や協調性を育てていくとともに、自ら考え、工夫し、行動する人づくりを行う。
- ・豊かな自然をはじめ、絵本や物語等に親しむ機会の確保を図るとともに、言葉や文字の学びを通し、伝える喜びを感じるなど、豊かな感性や表現力の育成を図る。

④家庭・地域との連携、子育て支援等の充実

- ・家庭保育の世帯を含む全ての子育て中の親子の相互交流・情報提供、育児相談への対応等を図るとともに、家庭における親の役割や子どもへの接し方等、親育ちへの支援を行う。
- ・多様な機会を通して高齢者や子育て経験者等、地域住民の参画・交流を図り、地域の支え合いによる地域子育て力の向上をめざす。

2) 職員配置計画

①職員と職員の資格

認定こども園法の改正により創設された新たな「幼保連携型認定こども園」については、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることを原則としている。

なお、幼稚園・保育所で働く幼稚園教諭・保育士のうち1/4程度は、いずれかの免許・資格で勤務していることから、認定こども園法施行日から起算して5年間は一定の経過措置を設けており、幼稚園教諭普通免許状を有する者または保育士資格の登録を受けた者は主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師となることができる。また、施行日から起算して5年間は、幼稚園の助教諭の臨時免許状を有する者は、助保育教諭又は講師となることができる。

認定こども園の職員及び職員の資格については、以下の通りとなっている。

【必置職員】

- ・園長、保育教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員
※幼保連携型認定こども園では、学校保健安全法が準用されるため、学校医、学校歯科医、学校薬剤師が必置となる。
※調理員については、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園を除く。

【任意配置】

- ・副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭 等
※特別の事情のあるときは、保育教諭に代えて助保育教諭または講師を置くことができる。

【職員の資格】

職員の区分	資格
主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師	幼稚園教諭の普通免許状と保育士資格の登録を併有する者
主幹養護教諭、養護教諭	養護教諭の普通免許状を有する者
主幹栄養教諭、栄養教諭	栄養教諭の普通免許状を有する者
助保育教諭及び講師	幼稚園の助教諭の臨時免許状を有し、登録を受けた者
養護助教諭	養護助教諭の臨時免許状を有する者

②職員配置

職員の配置については、幼保連携型認定こども園の運営基準に示される職員配置計算表に準じて、保育教諭数を整理する必要がある。

■職員配置計算表

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} &= (0 \text{ 歳児} \times \text{概ね } 1 / 3) \\ &+ (1 \text{ 歳児} \text{ 及び } 2 \text{ 歳児} \times \text{概ね } 1 / 6) \\ &+ (3 \text{ 歳児} \times \text{概ね } 1 / 20) \\ &+ (4 \sim 5 \text{ 歳児} \times \text{概ね } 1 / 30) \end{aligned}$$

以下に、利用定員から想定した保育教諭数を示す。

■職員配置

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
定員	12 名	24 名	25 名	38 名	36 名	37 名	172 名
職員数	4 名	4 名	5 名	2 名	2 名	2 名	19 人以上

※上記した保育教諭数の他、「障がい児」及び「気になる子」の受入れによる加算、「時間外保育」による加算がみこまれる。

3) 教育・保育プログラム (案)

①教育・保育内容 (案)

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(平成26年12月 内閣府・文部科学省・厚生労働省)等を踏まえつつ、以下に示す教育・保育の内容を充実していくものとする。

※第2回WSを踏まえて作成

②教育・保育のスケジュール設定 (案)

幼保連携型認定こども園における歳児別の生活スケジュールは、下記を基本に、入所した児童の状況や育ちに応じて適切なスケジュールの設定を行う。(時間帯の設定については、現時点での仮のものであり、開所までに検討を深めていくものとする。)

保育時間帯		7:30~8:00	8:00~13:00	13:00~18:30
3号認定子ども (満0~2歳児)		○	○	○
2号認定子ども (満3~5歳児)	福祉ニーズ	○	【教育標準時間】	○
	教育ニーズ	(○) ※預かり保育		(○) ※預かり保育
1号認定子ども (満3~5歳児)		/		/

3. 保育所民営化計画

(1) 保育所民営化の背景と目的

1) 保育所民営化の背景

待機児童の解消をはじめとした子育て支援の充実が求められる中、国及び地方自治体の財政状況は逼迫しており、多くの地方自治体で保育サービスの充実が課題となっている。一方、出生率の低下に伴う人口構造のアンバランス、女性の社会進出に伴う保育ニーズの増加・多様化等、子どもや子育て環境が大きく変化する中で、親や行政だけでなく、民間資源を積極的に活用していくなど、改めて社会全体で子育てを支援していく必要性が叫ばれている。そうした動向等を踏まえ、近年では多くの自治体で公立保育所の民営化が進められている。以下に保育所民営化をめぐる背景等を整理する。

①全国的な保育所運営の潮流について

<児童福祉法の制定に伴う行政の責務としての保育所整備（行政の担う役割の変化）>

児童福祉法は日本の保育制度の根幹をなす法律であり、1947年に制定されている。同法 24 条において、『保育に欠ける児童』に対する市町村の保育の実施義務が規定されている。これは即ち、義務の遂行にあたっては市町村自らの判断によって保育所を整備することが要請されていることを意味している。

翌 1948 年には児童福祉施設最低基準が定められており、行政の責務に応える形で地方自治体による保育所整備が積極的に進められた。その後、児童福祉施設最低基準は数次の改正を経て、現在の保育所設置基準に至っている。

なお、平成 9 年には児童福祉法が大幅に改正され、それまでの“市町村の措置（行政処分）に基づく入所の仕組み”を“保育所に関する情報の提供に基づき、保護者が希望する保育所を選択できる仕組み”に改めており、『措置制度 ⇒ 選択利用制度』へと転換が図られている。

また、保育行政はこれまで『保育に欠ける児童』に対する措置として行われてきたが、平成 27 年 4 月よりはじまった子ども・子育て支援新制度においては、保育の必要性の有無と年齢により区分を認定し、その区分に応じてそれぞれのニーズに合った施設や事業を利用する形に改められている。即ち、『保育に欠ける ⇒ 保育を必要とする』へと変更されるなど、保育行政の大きな改革が行われている。

保育を提供する義務が市町村にあること自体は変わっていないものの、保育所整備を全て行政の責務として担うという考え方から脱却し、多様なニーズに応じた選択肢を設けていくことが求められてきていると言える。

<国における公立保育所負担金の一般財源化>

公立保育所は地方自治体が自らその責任に基づいて設置しているものである。我が国全体の財政状況が一層厳しさを増す中、小泉政権下において「国と地方の税財政改革（三

位一体改革)」が打ち出されることとなり、その趣旨に基づく形で平成16年度より公立保育所の運営費負担金が一般財源化されることとなった。自治体の財政状況が益々厳しさを増す中、公立保育所運営費負担金の一般財源化が行われることにより、従来まで確実に確保されてきた予算を、将来に渡り担保していくことが困難な状況となっている。

そうした中、人口の少ない自治体をはじめ、多くの自治体でこれまでの負担金並の財源を確保できない状況がみられ、自治体ごとの体力格差や住民サービス格差等が広がることが懸念されている。

加えて、平成18年度以降、「公立保育所」の建設や施設改修などの施設整備費は完全に交付金の対象外になっており、地方公共団体の一般財源から支出されている。そのため「私立保育所」では施設整備に対する手厚い支援が受けられるのに対し、「公立保育所」では一般財源から捻出しなければならず、厳しい市町村財政の中で施設の更新が進まないといった事例も多く見受けられる。

<要件緩和等による民間が参入しやすい条件整備>

平成9年の児童福祉法改正に伴い、保育所の入所が措置から選択性へ転換された。そうした中、子育てニーズの多様化に対応していくため、公立保育所の運営、役割を見直し、民間活力の導入や民間活力による保育事業の拡充を図る動きが活発化している。こうした時代の潮流と呼応する形で、近年では、各種法制度も見直しが行われ、民間が参入しやすい条件も整ってきている。

従来、保育所の運営委託先は社会福祉法人のみに限定されてきたが、平成13年度には「公立保育所の運営委託に関わる主体制限」が撤廃されている。これにより、自治体や社会福祉法人にしかできなかった認可保育所の運営に、株式会社やNPO法人、一定の条件を具備した個人等の参入（委託）が可能となっている。

また、平成15年6月には、地方自治法の一部が改正され、「公の施設」の管理について「指定管理者制度」が導入された。これにより、全国的に保育所公設民営化に向けた取り組みが活発化している状況にある。

さらに、これまで保育所設置認可要件では、不動産（土地及び建物）については「自己所有」となっており、民間参入にあたっての高いハードルとなっていた。しかしながら、国においては、保育所の緊急整備が求められている状況を鑑み、平成16年5月より、「貸与」が可能になるなど要件緩和を図っている。これにより、民間の参入がかなり容易になっている。

この様に保育を取り巻く動きが近年大きく変化する中、全国的な流れとして、多くの自治体が保育所の民営化に着手しており、県内においても現在多くの自治体が保育所民営化を進めている状況にある。

②沖縄県における保育所整備の経緯

1947年に日本本土で児童福祉法が制定されたのと時を同じくして、沖縄県においても児童福祉対策についての世論が喚起されることとなった。しかしながら、当時、保育の場といえるものは、救済的色彩の強い託児所のみであった。その後、1952年には、当時の琉球政府が沖縄独自の児童福祉法の立案を開始し、本土の児童福祉法制定に遅れること6年、1953年10月に沖縄独自の児童福祉法が制定されている。この法律は日本法を基本としつつ、できるだけ沖縄の諸制度や社会的状況などに合うよう修正が加えられたものであった。さらに、その後、保育内容の充実を図るため、本土にならって「児童福祉施設最低基準」を制定・公布している。その内容は厚生省令とほぼ同じであったが、当時の沖縄の状況からすればかなり厳しい基準であった。

その後、高度成長期末期にあたる復帰前後にかけて、日本の法制度の適用、社会経済状況の大きな変化等がみられ、保育サービスに対する社会的要請も高まることとなり、この時期に各自治体で公立保育所を中心に認可保育所の整備が進められた。この様に沖縄県にあっては、本土の保育行政とは事情を異にする状況で保育行政が進められてきた経緯がある。今帰仁村の保育所整備の経緯をみると、復帰時から1980年にかけて村立保育所が集中的に整備されている。当時は、民間に十分な力が無く、保育所運営に向けた各種制約（条件）をクリアすることが困難であったため、公的役割としての保育所運営事業参入が不可欠な情勢にあった。

その後においては、復帰特別措置による補助率引き上げや、民間サイドの体力向上もあり、県内においても民間の認可保育所（私立保育所）が飛躍的に増加している。一方、今帰仁村においては、認可保育所の新規整備は図られず、待機児童の受け皿を認可外保育施設が担う状況も見受けられた。

そうした中、本村の保育所については、古いもので築後43年が経過しており、コンクリートも剥落がみられる状況にある。先に示したように、「公立保育所」の建設や施設改修などの施設整備費は一般財源から捻出しなければならず、全ての認可保育所が村立保育所である本村では、厳しい財政の中で施設の老朽化への対応が課題となっている。そのため、子ども達の安全確保を図る意味でも、一部の保育所について民営化（民設民営）に移行していくことで財源確保を図り、円滑な施設整備に対応していくことが望まれるといえる。

③公立・私立別にみた運営経費・人件費等の比較

認可保育所（公立・私立）の運営経費は、公費負担と徴収基準額の合計額が基本的にその原資となっている。公費負担分（内訳⇒国庫負担率：50%、県負担率：25%、市町村負担率：25%）は、「保育単価（運営費支弁総額）」と呼ばれる最低基準を満たすため、支出額から徴収基準額を引いた残りの金額となっている。（なお、先にみた様に、国の進める三位一体改革により、平成16年度より公立保育所の運営費負担金は一般財源化されている。）

認可保育所運営の原資である“公費負担と徴収基準額を合計した金額”は、「国基準支弁

額」と呼ばれ、保育所経費の合計に相当するものとされている。しかしながら、公立保育所ではその性格上、最低基準を上回る人員配置（非常勤含む）を行っており、加えて、正規職員については、勤続年数に応じて給与が決まることから「国基準支弁額」だけでは不足がちとなる。そのため、市町村持ち出し分として一般会計からの補填が行われている状況にある。これに対し、私立保育所に対しては、市町村が持ち出しを行う必要がなく、企業努力により経費削減が図られている状況にある。

こうした保育行政をめぐる潮流・背景を受け、本村では「今帰仁村立保育所・幼稚園の今後のあり方検討委員会作業部会」等で検討を行い、「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」において村立保育所民営化の方向性を打ち出している。

2) 保育所民営化の目的

前述の背景を踏まえ、以下に今帰仁村における保育所民営化の主な目的を整理する。

①効果的・効率的な保育所運営等によるサービスの質の向上

行財政改革が一層求められる環境の中において、保育の質の担保・より良い保育環境の提供を図るため、民間活力の導入(民営化)による効果的・効率的な保育所運営や市場競争原理に基づくサービス向上を促進し、保育サービスの充実をめざす。

②円滑な施設整備による安全性の確保

保育所の老朽化が進む中で公立保育所への施設整備に係る補助は無く、速やかな対応が困難な状況にあることから、民営化(民設民営)による円滑な施設整備を図り、子ども達の安全性確保を図っていく。

③公・私の役割分担による多様な保育サービス・子育て支援の推進

村立保育所・私立保育所の機能と役割分担を明確にする中で、お互いに補完し合いながら多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、地域における子育て支援の推進を図っていく。

(2) 今帰仁村保育所民営化の方針

民営化にあたっての基本的な考え方を以下に整理する。

1) 民営化対象施設

既存の仲尾次保育所・中央保育所・仲宗根保育所を閉園し、新規に非現地に民営化対象施設を整備していくものとする。(ただし、中央保育所については、認定こども園の開園に合わせて閉園する。)

民設民営保育所の整備予定地は以下の2箇所とする。

- ①村域東側：天底小学校周辺（校長住宅跡地及び周辺地）
- ②村域西側：兼次小学校周辺（旧兼次中学校跡地 又は 兼次幼稚園敷地及び隣接地）

2) 民営化の形態

民営化には、「移管」と「委託」という2種類の形態があり、どちらも所長以下の正規保育士全員が現在の職員から交代することとなる。

・移管（＝民設民営化）：

通常、土地を無償貸与し、建物・備品を有償譲渡して完全に法人認可園等になる事を意味する。建物が有償譲渡であることから、築年数が浅い保育園や立て直して新築にしてからの有償譲渡となる場合が多い。

なお、規制改革委員会では、土地・建物を有償で貸すように提言している。

ただし、移管の手法には「現状移管」と「建替移管」があり、建物の状況により有償譲渡が難しい場合には「建替移管」となる。

①現状移管

一般的な現状移管の例…移管後、一定期間の使用が可能な保育所について、土地を貸し付け、建物を現状のまま譲渡し、民間法人への移管を行う。移管後の建替えについては、民間法人の建替え手法に準じる。

②建替移管

一般的な建替移管の例…建築後相当年を経過し、老朽化が著しく大規模な改修をしなければ使用が困難な保育所を対象に、建替えを伴う移管を行うものであり、土地は有償貸与、建物については民間による建替えとし、民間法人への移管を行う。

・委託（＝公設民営化）：

公立保育所のまま、運営を社会福祉法人や学校法人、企業、NPO法人などに委託して保育所を運営してもらう事をいう。すなわち土地・建物などのハードウェア部分を行政が担当し、保育・給食などのソフトウェア部分を委託先が担当することを意味する。

本村の民営化の場合、移管（民設民営化）による民営化とし、「建替移管」を行っていくものとする。建替移管には現地建替えと代替地に建替えるケースがあるが、代替地への非現地建替えにより新たな保育所整備を行う事とし、施設の整備は民間が行うものとする。

（新たな施設用地に既存建物がある場合は、村で財産処分手続きを行った後、移管先で除却対応し、

且つ新たな建物の整備を移管先が行うこととなる。) また、移管にあたり、既存の3保育所を2保育所に統合していくものとする。

なお、土地については、基本的に有償貸与とし、民営化対象施設の保育用備品は無償譲渡とする。(私有地を含む場合、村が購入した上で基本的に有償貸与とする。)

■建替移管のタイプ

タイプ	内容	手順	自治体負担	民間負担
現地での建替移管	自治体が仮設用地を確保し、仮設施設建設後、既存建物を解体し、民間法人が現地に建物を新築する。	①仮設用地を確保、仮設保育所を建設	○	
		②仮設保育所へ移転	○	
		③既存保育所の解体	○	
		④保育所を現地に建設		○
		⑤新保育所に移転	○	
		⑥仮設保育所の撤去	○	
代替地への建替移管	自治体が代替地を確保し、民間法人が建物を新築する。	①代替地確保	○	
		②既存建物の解体(既存建物がある場合)	(○)	
		③代替地に保育所を建設		○
		④新保育所に移転	○	
		⑤既存保育所の解体	○	

3) 村立保育所職員の対応

村立保育所職員については、新たに整備される認定こども園等で受け止めていくものとする。

4) 保護者への対応

全国的に保育所民営化が進められている状況にあるが、保育所の民営化については、以下のような誤解も多く生じている。

○民営化により、認可外保育施設になるという誤解:

- ・最も多い誤解として、認可外保育所と認可保育所を混同しているケースが見受けられる。認可保育所には公立保育所と私立保育所があり、どちらも国の基準に基づいて整備されているものであり、認可外保育施設とは異なるものである。
- ・認可保育所の入所は、公立保育所・私立保育所の別なく市町村が保育の必要性等を勘案して決定するものであり、運営主体が公共か民間かといった違いがあるだけである。

○保育の質が低下するという誤解:

- ・民営化により保育士の配置が少なくなるという誤解がみられるが、保育士の配置は厚生労働省令により定められており、公立保育所・私立保育所の別なく遵守が義務付けられている。また、現村立保育所は厳しい財政状況の中で正職員の割合が極端に少ない状況にあるが、民営化によりスタッフの充実が見込まれる。

- ・認可にあたっては、施設や園庭の広さについても児童福祉施設最低基準で定められた基準をクリアしなければならないが、満2歳以上の幼児を入所させる保育所は屋外遊戯場を設けることとなっている。（これに代わるべき公園・広場等が付近にある場合、これを屋外遊戯場に代えることも認められている。）このように、公立保育所・私立保育所の別なく、同条件のもとで施設整備や屋外での遊びに充分配慮されたものとなる。
- ・また、給食の質の低下に対する懸念もみられるが、認可保育所の給食は国が定めた食事摂取基準に準じるものとなっており、保育所における栄養給与目標は同等である。

○保育料が高くなるという誤解：

- ・民営化により、保育料が高くなることを危惧するケースもみられるが、認可保育所の保育料は保護者の前年の所得額から算定されており、公立保育所・私立保育所の別なく、同一の条件で保育料が課せられることになる。

今婦仁村で実施する保育所民営化は、単に財政的な側面だけでなく保育サービスの向上につながるものとして取組んでいくものである。しかしながら、保護者や地域にとっては不安も大きいと思われることから、今後、不安や誤解の解消に向けた対話を行うとともに、村立保育所をめぐる状況や民営化の目的を丁寧に伝えていくものとする。

5) 第三者機関の設置等

平成14年4月に国から示された「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」に基づいた適切な対応実施を担保していくためにも、今後において第三者評価等の積極的な受審に努めていくものとする。

さらに、各保育所の保育内容等、保護者が保育所を選択する際の判断材料となる情報や評価結果の公開を実施していくことで、保護者が適切な選択を行い、事業者のサービスの質の向上にもつなげていくものとする。

(3) 対象施設の現状と民営化後の施設概要

1) 民営化対象施設

民営化の対象となる保育所は以下の3保育所となっている。何れも昭和40年代～50年代にかけて建築されたものであり、老朽化が進んでいる。

■対象となる保育所の概要（平成27年4月1日現在）

保育所名・所在地	定員数	在籍者数	入所年齢	建築年	備考
仲尾次保育所 今帰仁村字仲尾次 684	60	69	0～4歳	昭和47年6月	障がい児保育実施
中央保育所 今帰仁村字平敷 295	60	71	0～4歳	昭和50年6月	〃
仲宗根保育所 今帰仁村字仲宗根 440-1	70	76	0～4歳	昭和55年3月	〃

2) 民営化後の施設概要

①年齢別定員数の設定

定員については、「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」における確保方策検討の際の想定を参考にしつつ、教育・保育提供施設全体の年齢別定員設定のバランスも勘案し、民営化後の0～5歳児の定員数を以下の様に仮定する。

※「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」における確保方策検討にあたっては、各施設の年齢別定員は詳細に検討されていない。そのため、現段階ではあくまで仮定値とし、保育所整備に際して再度検討していくものとする。

■年齢別定員の想定（仮）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	備考
量の見込み	39	69	70	96	96	100	470	子ども・子育て支援事業計画をベースに、H31の定員を年齢ごとに仮設定

1・2歳児…139 3・4・5歳児…292

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	備考
認定こども園(幼保連携型)	12	24	25	38	36	37	172	前述の認定こども園の定員設定値
保育所	今帰仁保育所	6	15	15	18	18	90	村提供資料より
	(仮称)あめそこ保育園	9	12	12	20	22	100	
	(仮称)かねし保育園	6	12	12	20	20	90	
特定地域型 保育事業	小規模保育所	3	3				9	子ども・子育て支援事業計画に基づき、定員9名として仮設定⇒13名(前年度継承)
	事業所内保育所	3	3				9	村提供資料より
合計	39	69	70	96	96	100	470	

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	備考
量の見込みと確保方策の差	0	0	0	0	0	0	0	

②年齢別定員数を踏まえた施設規模の想定

法令等に基づき、各施設の利用定員等による面積基準を整理する。

なお、ここでの設定はあくまで前述した年齢別定員設定に基づくものであるとともに、施設規模の最低基準を示すものである。

ア. (仮称) あめそこ保育園

【立地場所】

・村域東側：天底小学校周辺（校長住宅跡地及び周辺地）

【乳児室・ほふく室・保育室の面積】

乳児室 (0・1歳児室)	人数	9名
	面積基準	$9 \times 3.3 = 29.7 \text{ m}^2$ 以上
ほふく室 (0・1歳児室)	人数	12名
	面積基準	$12 \times 3.3 = 39.6 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (2歳児室)	人数	12名
	面積基準	$12 \times 1.98 = 23.76 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (3歳児室)	人数	20名
	面積基準	$20 \times 1.98 = 39.6 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (4歳児室)	人数	22名
	面積基準	$22 \times 1.98 = 43.56 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (5歳児室)	人数	25名
	面積基準	$25 \times 1.98 = 49.5 \text{ m}^2$ 以上
計	人数	100名
	面積基準	225.72 m^2 以上

【屋外遊戯場の面積】

園児数 ※満2歳児以上	人数	79名
	面積基準	$79 \times 3.3 = 260.7 \text{ m}^2$ 以上

イ. (仮称) かねし保育園

【立地場所】

- ・ 村域西側：兼次小学校周辺（旧兼次中学校跡地 又は 兼次幼稚園敷地及び隣接地）

【乳児室・ほふく室・保育室の面積】

乳児室 (0・1歳児室)	人数	6名
	面積基準	$6 \times 3.3 = 19.8 \text{ m}^2$ 以上
ほふく室 (0・1歳児室)	人数	12名
	面積基準	$12 \times 3.3 = 39.6 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (2歳児室)	人数	12名
	面積基準	$12 \times 1.98 = 23.76 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (3歳児室)	人数	20名
	面積基準	$20 \times 1.98 = 39.6 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (4歳児室)	人数	20名
	面積基準	$20 \times 1.98 = 39.6 \text{ m}^2$ 以上
保育室 (5歳児室)	人数	20名
	面積基準	$20 \times 1.98 = 39.6 \text{ m}^2$ 以上
計	人数	90名
	面積基準	201.96 m^2 以上

【屋外遊戯場の面積】

園児数 ※満2歳児以上	人数	72名
	面積基準	$72 \times 3.3 = 237.6 \text{ m}^2$ 以上

(4) 民営化の進め方とスケジュール

1) 前提条件の整理

スケジュールを検討するにあたっては、以下の条件のもとに進めることとする。

<民営化の前提条件>

- ・現村立保育所3園を民営化により2園に統合し、代替地への建替移管を行っていくものとする。ただし、既存保育所の解体については、公立認定こども園の開園後に1園を解体していくものとする。
- ・民営化の実施による新たな認可保育所を平成30年度（平成30年4月）から開所するものとし、具体的な民営化までの準備期間を2年間置くこととする。
- ・準備期間においては、保護者等説明会の開催、現場職員との調整、移管先の公募、選考委員会等による移管先事業者の選定等を行うものとする。

2) 民営化に向けたスケジュール等の設定

①民営化スケジュール（案）

前述の内容を踏まえ、民営化のスケジュールを以下の通りとする。

- ・平成28年4月より移管先事業者の公募を開始し、平成28年度に移管先を決定、県との調整や各種手続き、引継ぎ準備等を行い、平成30年度より民営化による保育所を開所する。
- ・また、事業者選定後に保護者・事業者・村の三者による三者協議会を設置するとともに、平成27年度に引き続き、平成28年度にも保護者等を対象とした説明会を実施するなど、保護者の意見や要望に配慮を行っていくものとする。

	今帰仁村	事業者
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・民営化方針等の決定：3月 (民営化指針、民営化ガイドラインの策定) ・運営事業者選定委員会設置：3月 	
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者公募(2園)：4月末 ・事業者選定：8月 ・三者協議会設置：9月 ・保護者等説明会実施：9月 ・県との調整：9月～ ・用地提供(村有地借地)：10月 	<ul style="list-style-type: none"> ・応募：事業計画、必要書類等の提出 (平成28年4月末～平成28年6月) ・三者協議会への参画 ・保護者等説明会への参加：9月 ・実施設計(事業者による)：9月 ・移行計画の策定：3月
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金申請：4月 ・引継保育等への対応：10月～3月 	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事：4月～ ・建築工事：6月～ ・準備期間：4月～3月 ・引継保育への対応：10月～3月
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・既存保育所の解体※(2園)：4月以降 	<ul style="list-style-type: none"> ・私立認可保育園開所(2園)：4月

※既存保育所の解体については、公立認定こども園の開園後に1園を解体していくものとする

②移管先団体の選定方法・選定基準の設定

民営化にあたっては、応募提案型公募方式により移管先事業者の決定を行うものとする。
ここでは、応募資格や選定方法等の案について示すものとする。

【応募者の資格等要件（案）】

保育の質の維持・向上ができる事業者を選定するため、応募者は次の各号のすべてを満たしていることを資格要件とする。

- 平成30年4月1日までに開園できるものであり、応募時点で沖縄県内にて設立されている社会福祉法人か学校法人、もしくは補助金申請時点までに社会福祉法人資格を取得できる者であること。
- 保育所を安定的に運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有しているもの。
- 移管後の入所園児の処遇が健全に行えるもの。
- 関係法令、通知などを遵守し、村の指導に従うことのできるもの。
- 村の保育行政をよく理解し、積極的に協力できる事業者で、自ら保育所運営が行えるもの。

【移管先事業者の選定方法・選定基準（選定の視点）（案）】

- 外部委員を含む選定委員会を設置し、審査を応募提案の審査を行う。
- 選定委員会の会議は非公開とするが、選定事業者名及び選定理由は公表する。
- 選定委員は学識経験者を含む7名程度とする。
- 選定要領は選定委員会で協議して定めるものとし非公開とする。
- なお、主な選定基準（審査の視点）として、以下のものを想定する。
 - ・事業者が応募資格を満たしているか。
 - ・事業者の理念および保育理念が妥当若しくは優れたものであるか。
 - ・民営化対象保育所の引き受けが可能であるか。
 - ・移管後の保育の質の確保が可能であるか。
 - ・公募条件の遵守が可能であるか。
 - ・職員配置計画が妥当であるか。
 - ・延長保育や障がい児保育の実施が可能であるか。
 - ・事業を継続することが可能であるか。
 - ・三者協議会に誠実に参加し、保護者・村と協力しながらより良い保育を目指す姿勢があるか。
 - ・子育て経験の少ない親への支援に積極的であるか。
 - ・地域に対する貢献意欲や実績があるか。
- その他、詳細は移管事業者募集要項で定める。
- 選定後において、選定された事業者を設置運営移管の最優先交渉権者とし、移管後の事業内容等について村と詳細を協議していくものとする。

(5) 村立保育所民営化指針及び村立保育所民営化ガイドライン

1) 村立保育所民営化指針

前述までの内容を踏まえ、以下に「今帰仁村立保育所民営化指針」を示す。

1. 本指針策定の目的

沖縄県を含め全国的に、世帯規模の縮小や女性の社会進出等が進み、国民の生活価値観が多様化する一方、地域社会の共同体的システムが弱体化していくなど、「子どもたちが生まれ育つ家庭環境や地域社会の環境」が大きな変化をとげてきました。そうした中、保育サービスを取り巻く社会的な状況は大きく変化し、共働き家庭の増加や就労形態の多様化等により、保育を必要とする子どもが増加するとともに、保護者が求める保育ニーズも多様化しています。

今帰仁村では、平成 27 年 3 月に「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「ゆたかな自然と地域に包まれて 子どもが健やかに育まれる今帰仁村 ~未来に向かってみんなが繋がる安心な子育てを目指して~」を計画の目標像とし、安心して子育てができ、子どもがいきいきと育つことのできるよう、子育て環境の充実に努めているところです。そうした中、高齢者の増加や生産年齢人口の減少、景気の低迷等に伴い、本村の財政は社会保障関係費の増大がみられ、今後より一層健全な財政運営をめざしていくことが求められています。

一方、福祉基礎構造改革の一環として、福祉サービス全体が措置制度から民間契約へと大きく変化する中、公立保育所をめぐる状況は大きな変化をみせています。また、平成 16 年度より公立保育所への国・県負担金が廃止（一般財源化）されていることから、保育料以外は基本的に一般財源で賄っており、公立保育所運営においては一般財源の持ち出しによる補填が大きい状況にあります。財政状況が逼迫する中において、かつての国庫負担金に相当するだけの予算を配分することが難しくなっており、将来にわたって村立保育所運営に十分な予算を担保していくことが困難な状況にあると言えます。さらに、三位一体改革により、公立保育所の施設整備について平成 18 年度より補助金・交付金が見直されており、国庫補助協議の対象とならなくなり、地方交付税措置となっています。

このような状況下にあって、今帰仁村では、幼稚園・保育所ともに施設の老朽化が問題となっており、施設更新にあたっての財政面の課題も見受けられます。そうした中、子ども・子育て支援新制度に対応した就学前児童の今後の教育・保育のあり方について検討を行うとともに、重要な役割を担う幼稚園・保育所整備の方向性を検討するため、平成 25 年 4 月に「今帰仁村立保育所・幼稚園の今後のあり方検討委員会作業部会」を立ち上げて協議を重ねるとともに、「子ども・子育て協議会」においても多面的な角度から教育・保育施設のあり方を検討してきました。こうした検討を踏まえ、「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」において、認定こども園の整備と公立保育所の民営化の方向性を位置づけています。

この指針は、「今帰仁村子ども・子育て支援事業計画」で示された公立保育園の民営化について再度検証し、検証から導き出された結果を踏まえ、今帰仁村における今後の保育所民営化の方向性を定めたものです。

2. 民営化にあたっての基本的な考え方

民営化を進めるにあたっては、子どもの最善の利益を考慮して取組みを進めていくものとし、保育の質の向上やサービスの充実を目指していくものとします。また、保護者等に対する積極的な情報提供を行い、民営化に対する不安解消を図っていくものとします。なお、民営化によって創出した財源については、子育て支援に資するサービスに積極的に活用していきます。

3. 民営化の目的

民営化は以下の目的で進めていくものとします。

①効果的・効率的な保育所運営等によるサービスの質の向上

行財政改革が一層求められる環境の中において、保育の質の担保・より良い保育環境の提供を図るため、民間活力の導入(民営化)による効果的・効率的な保育所運営や市場競争原理に基づくサービス向上を促進し、保育サービスの充実をめざします。

②円滑な施設整備による安全性の確保

保育所の老朽化が進む中で公立保育所への施設整備に係る補助は無く、速やかな対応が困難な状況にあることから、民営化(民設民営)による円滑な施設整備を図り、子ども達の安全性確保を図っていきます。

③公・私の役割分担による多様な保育サービス・子育て支援の推進

村立保育所・私立保育所の機能と役割分担を明確にする中で、お互いに補完し合いながら多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、地域における子育て支援の推進を図っていきます。

4. 民営化対象保育所の選定

村内の公立保育所は、今帰仁保育所を除き昭和40～50年代に建築されたもので老朽化がみられます。国においては、認可保育所の新設や改築といった施設整備に関して、平成18年度より公立保育所についての補助制度を廃止し、私立保育園のみの制度としています。そのため、これまでの今帰仁保育所の建替えについても基本的に国からの補助は無く、基金の取り崩しや起債(借金)により財源を賄ってきました。今後、村内の公立保育所を従来通り公立保育所のまま建替える場合、同様に基金の取り崩しや起債に頼らざるを得ない状況です。

一方で、既存の仲尾次保育所・中央保育所・仲宗根保育所は、何れも相当程度老朽化が進んでおり、早急に建替えが必要な状況にあります。しかしながら、現位置で建替えを行うためには、仮移転が必要となり、園児への負担が懸念されます。また、並行して整備が行われる村立認定こども園との立地バランスや将来の少子化を見込んだ場合、保育所の統合も求められます。

したがって、既存の仲尾次保育所・中央保育所・仲宗根保育所について民営化を図っていくものとし、施設の統合を図りつつ、新規に非現地に民営化対象施設（2園）を整備していくものとしします。

5. 設置・運営、事業者及び民営化開始時期

民営化の手法は、事業者による経営の継続性や安定性、事業運営の柔軟性や迅速性、財政効果等を考慮し、民設民営方式（移管）によるものとしします。また、移管にあたり、既存の3保育所を2保育所に統合していくことから、代替地への非現地建替えにより新たな保育所整備を行うこととし、施設の整備は民間が行うものとしします。土地については、基本的に有償貸与としていきます。（私有地を含む場合、村が購入した上で基本的に有償貸与としします。）

設置・運営主体は、認可保育所の運営実績のある事業者としていきます。

また、在園児への配慮のため、十分な引継ぎ保育を実施していく必要があることから、民営化の開始時期は平成30年度としします。

6. 村の責務

村は、事業者選定後、保護者・事業者・村の三者による三者協議会を設置します。この三者協議会において、保護者等の意見・要望を取りまとめ、引継ぎ保育の具体的内容を含む以降計画の策定に反映させていきます。

また、村は引継ぎが移行計画通りに実施されているか進行管理を行い、問題等が発生した場合は村が責任を持って必要な改善及び指導を行っていくものとしします。なお、三者協議会は民営化移行後も一定期間継続し、問題が発生した場合には、村が解決に向けて努力します。

選定事業者に対しては、協議の継続を義務づけるほか、公募条件や三者協議で約束した事項の履行を遵守させます。

2) 村立保育所民営化ガイドライン

前述までの内容を踏まえ、以下に「今帰仁村立保育所民営化ガイドライン」を示す。

1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、「今帰仁村立保育所民営化指針」に基づき、仲尾次保育所・中央保育所・仲宗根保育所（以下「民営化対象保育所」という。）の民営化に関する基本的なルール・基準を定め、村民、事業者へ広く示すことにより、民営化に対する保護者の不安を解消し、円滑な民営化を図るとともに、優良な事業者の参入を促し、安定的継続的な保育所運営を目指すことを目的としています。

2. 民営化移行時期

民営化対象保育所の民営化移行時期は以下の通りです。

- ・平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月 引継保育実施
- ・平成 30 年 4 月～ 民営化移行

3. 民営化の形態及び設置・運営主体

民営化の形態は、経営の継続性や安定性、事業運営の柔軟性や迅速性、財政的効果等を考慮し、民設民営方式（移管）によるものとし、また、移管にあたり、既存の3保育所を2保育所に統合していくものとし、そのため、代替地への非現地建替えにより新たな保育所整備（代替地への建替え移管）を行うこととします。

施設の整備は民間が行うものとし、施設整備に対しての補助を行います。

土地については、基本的に有償貸与としていきます。（私有地を含む場合、村が購入した上で基本的に有償貸与とします。）

	内容	手順	村負担	民間負担
代替地への 建替移管	自治体が代替地を確保し、 民間法人が建物を新築する。	①代替地確保	○	
		②既存建物の解体（既存建物がある場合）	(○)	
		③代替地に保育所を建設		○
		④新保育所に移転	○	
		⑤既存保育所の解体	○	

また、設置・運営主体は、平成 30 年 4 月 1 日までに開園できるものであり、応募時点で沖縄県内にて設立されている社会福祉法人か学校法人、もしくは補助金申請時点までに社会福祉法人資格を取得できる事業者とします。

より適切な事業者を確保していくためにも、公募により選定していくものとし、公募の期間は2ヶ月程度とします。

4. 運営条件

民営化後の保育所の運営主体には、次の条件を付します。

(1) 関係法令等の遵守

関係法令を遵守し、村の指導に従うこと。

(2) 実施保育事業

- ①通常の保育時間は、午前7時30分～午後6時30分までとする。
- ②休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、3日及び12月29日、30日、31日とすること。
- ③延長保育（開所時間●時間以上）、一時保育を実施すること。
- ④給食は施設内調理とすること。また、給食・保健・衛生に関する国の通知等を遵守し、衛生面、栄養面等必要な注意を果たすとともに、食物アレルギー対応を行うこと。特色ある給食を提供するため栄養士を配置していくか、もしくは村の認定こども園に合わせた給食を提供すること。
- ⑤原則として、集団保育が可能な障害のある児童を受け入れること。
- ⑥園庭開放や育児相談への対応を行うなど、地域における子育て支援に努めること。

(3) 職員配置

- ①「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」における職員配置基準を最低条件とする。また、保育士の保育経験及び年齢構成に十分に配慮すること。
- ②園長は常勤とし、児童福祉に熱意のあるものとする。また、園長及び主任保育士は、幹部職員として能力と経験を有するものであること。
- ③保育士等の勤務環境にも十分に配慮すること。また、職員の資質向上のため、職員研修計画を作成し、積極的に研修等に参加させること。
- ④民営化対象園を含む村立保育所に勤務していた嘱託職員・臨時職員の積極的な雇用に努めること。

5. 運営事業者の選定

移管先事業者の選定にあたっては、応募提案を審査選定するための「移管先事業者選定委員会」を設置します。選定委員は、副村長、学識経験者、対象保育所の保護者代表等のうちから7名程度を選任します。

選考要領は移管先事業者選定委員会で協議して定めます。選定委員会が選考会を開催し、応募事業者によるプレゼンテーションや、選定委員によるヒアリングを実施します。なお、選考要領やプレゼンテーションは原則非公開とします。移管先事業者選定委員会は、事業者を審査・選考し、結果を村長に報告します。

選定後において、選定された事業者を設置運営移管の最優先交渉権者とし、移管後の事業内容等について村と詳細を協議していきます。

なお、移管先事業者の審査には、以下のような項目を重視していくものとし、移管先事業者の選考基準については選定委員会で定めます。

【項目例】

- ・事業者が応募資格を満たしているか。
- ・事業者の理念および保育理念が妥当若しくは優れたものであるか。
- ・民営化対象保育所の引き受けが可能であるか。

- ・公募条件の遵守が可能であるか。
- ・職員配置計画が妥当であるか。
- ・延長保育や障がい児保育の実施が可能であるか。
- ・事業を継続することが可能であるか。
- ・三者協議会に誠実に参加し、保護者・村と協力しながらより良い保育を目指す姿勢があるか。
- ・子育て経験の少ない親への支援に積極的であるか。
- ・地域に対する貢献意欲や実績があるか。

6. 三者協議会と移行準備期間

民間移行が円滑に進むよう、保護者・事業者・今帰仁村の三者による協議会を設置します。また、民営化実施まで十分な移行準備期間を確保するとともに、移行計画を策定し、保護者の理解が深められるよう、配慮していきます。

(1) 保護者・事業者・今帰仁村の三者による協議会の設置

- ①保護者・事業者職員・今帰仁村の信頼関係が大切なことから、移行日の前々年度に三者協議会を設置します。
- ②事業者職員と対象園職員の両者が良いチームワークをつくり、円滑な移行への意思統一を行うため交流機会を設けます。

(2) 移行までの準備期間と移行計画の策定

- ①移行のための準備期間を1年程度確保します。
- ②移行のための移行計画を策定し、運営事業者の引き継ぎの体制づくりや保護者の理解が深められるよう進めていきます。
- ③保護者の意見・要望を取り入れながら、対象園の保育水準、保育内容を継承することを前提に引継ぎを行います。

(3) 引継保育

- ①移行の際には、保育士等の職員の入れ替えによる保育環境の変化が子どもに及ぼす影響を最小限にするよう対応します。そのため、段階的に事業者の職員を配置し、子どもたちが新しい保育士に慣れることができるよう、民営化対象保育所の保育士と事業者保育士が合同で保育にあたる期間を設定します。
- ②引継保育の期間は、6カ月程度とし、保護者・事業者・今帰仁村の協議により合同保育の方法を決定します。
- ③引継保育期間中の事業者の費用等については、今帰仁村と事業者で協議し、委託契約を締結し対応します。

(4) 移行準備期間・民営化移行後における進行管理

引継保育の実施期間中及び民営化移行後の一定期間においても三者協議会の設置を継続します。この機関における三者協議会の役割は、移行計画通りに引継ぎが進捗しているか、現場に混乱はみられないか、混乱が認められた場合の解決策の検討等について話し合い、決定していきます。

(5) 三者協議会の解散

民営化移行後の相当程度の期間、安定的な運営が続き、運営事業者の自主的運営に委ねることができる場合、三者協議会で同意が得られた場合、三者協議会を解散します。

7. 民営化の評価

民営化移行後における保育内容について、今帰仁村が保護者アンケートを実施し、事業者の運営状況の評価を行います。また、平成14年4月に国から示された「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」に基づき、事業者に福祉サービスの「第三者評価制度」の受審を義務付け、第三者の視点により民営化園の評価を行います。

さらに、この評価や各保育所の保育内容等は、インターネット等で広く公開するものとし、運営の効率化の効果など民営化に関わる情報についても開示します。

